

名総第45号
令和2年3月16日

名寄市議会議長 東 千 春 様

名寄市長 加藤 剛



令和2年第1回定例会における代表・一般質問の通告に対する回答について

日頃から市政推進のためにご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年3月12日付け名議庶第114号にて依頼のありました標記の件につきまして、別添のとおり文書により回答しますのでよろしくお願ひいたします。

(担当：総務部総務課)

代表質問

山田 典幸 議員

1 令和2年度の市政執行について

(1) 市政推進の基本的な考え方について

【回答】

市長として3期目の2年を迎えるようとしていますが、この2年間色々な難しい問題も多く発生しました。

特に昨年は、株式会社名寄振興公社の問題や、名寄社協指定居宅介護支援事業所の問題、王子マテリア株式会社名寄工場の問題など、過去にない問題が続きました。

現在、解決に向けて、スピード感を持って対応を続けているところです。

中間点としての評価については、総合計画（第2次）中期基本計画を策定し、1年を迎えるところですが、総合計画の着実な推進のための予算編成を終え、新規事業にもチャレンジする予算案となっています。

総合計画の進捗を判断する成果指標（KPI）による評価は、もう少々時間を要しますが、令和2年度予算案では、着実に行政評価などを活用し、PDCAサイクルによる事業の改善を行い、施策のブラッシュアップが図られてきていると考えています。

今後の市政運営と将来のまちづくりの考え方については、限られた予算の中、圏域の中核都市としての役割や、本市が持つ都市機能を維持しながら、本年度策定した「名寄市立地適正化計画」など、まちのデザインを具現化していく施策に取り組み、併せて、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

(2) 新年度の重点施策について

【回答】

令和2年度の予算は、総合計画や総合戦略の各事業や名寄市立地適正化計画に係る施策について着実に進めるとともに、市民の声に耳を傾け、真に求められている施策や喫緊の課題にしっかりと対応するよう予算を編成し、一般会計は前年度比1.1%増の209億264万4千円となりました。

新規事業を含めた重点施策では、総合計画の重点プロジェクト、とりわけ「安心子育てプロジェクト」の推進として、新保育所の整備に向けた基本設計を行う「保育所整備事業」、令和2年10月から小学生の通院医療費の全額助成を開始する「乳幼児等医療給付事業の拡充」などを予算計上しました。

重点プロジェクトのみならず、基幹産業の農業に対しては「哺育・育成センター事業への支援」、また、本市が進めている小中一貫教育の推進では「智恵文小学校校舎改築事業」、防災対策では、生活空間であるまちなかのハザードマップ化を図る「まるごとまちごとハザードマップ事業」なども盛り込みました。

加えて、多くの市民要望やニーズを具現化する新規事業や喫緊の課題解決に向けた事業の展開として、高齢者や障がい者などごみ出しが困難な世帯への「ごみ出し支援事業」や「合同墓建設事業」、「(仮称)名寄高校駅設置事業」など、ハード、ソフト両面から様々な事業の予算について計上させていただいたところです。

総合計画の将来像の実現に向け、令和2年度においても、各施策の取組を進めてまいります。

(3) 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の具現化に向けての取り組みについて

【回答】

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画については、計画初年度が間もなく終了しようとしています。本計画の重点プロジェクトのうち、ここでは「経済元気化プロジェクト」と「安心子育てプロジェクト」についてお答えし、「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」については、重複を避けるため大項目2及び大項目6にてお答えします。

「経済元気化プロジェクト」については、産業の創出や地域ブランドの確立の促進、雇用の場や人材確保、交流人口の拡大と移住・交流の推進といった主要施策において、本年度は18の個別事業を実施したところです。主な事業としましては移住促進事業や農業分野における担い手育成事業、中小企業振興事業、住宅改修推進事業などに取り組みました。一方で、観光振興において、なよろ温泉整備事業を予定していたところですが、当面事業を見送ることとさせていただき、すでに議会でもご報告させていただいたところです。

本プロジェクトの令和2年度の主な取組としましては、従来の施策の着実な推進に加え、移住促進事業において新たに動画を活用したPRを実施してまいります。

次に「安心子育てプロジェクト」については、本年度は、子育て支援の推進や地域医療の充実、小中学校教育や大学教育の充実など8の主要施策において29事業を実施しました。主な事業として、待機児童解消緊急対策や乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業などに取り組んだところです。

本プロジェクトの令和2年度の主な取組としましては、老朽化した市内保育所の整備に着手することとしたほか、乳幼児等医療給付事業において、小学生の通院医療費の全額助成を予定しています。

今後も、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画搭載事業については、限られた財源を有効に活用するための事業の選択と集中を図りつつ、本市が「自然の恵みと財産を活かしみんなでつくり育む未来を拓く北の都市」となるべく、重点プロジェクト搭載事業を中心に着実に推進してまいります。

(4) 昨年発生した諸問題解決に向けての対応について

【回答】

株式会社名寄振興公社に関しては、市内唯一の温浴施設をはじめ冬季スポーツ拠点化の核となる施設の維持・継続を図るため職員派遣や財政的支援を行う一方で、昨年11月に設置した「株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会」の外部委員である公認会計士及び顧問弁護士の助言をいただきながら、原因究明と責任追及に努めているところであり、今後とも、適時に議会へ報告するとともに、様々な機会を通じて、市民の皆様へも説明してまいります。

次に、名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員業務に関する本市の指導及び対応については、隨時、議員協議会などでご説明させていただいたとおり、昨年11月8日を初回とし、以降、北海道の技術的助言を受けながら監査を続け、3月12日に名寄社協指定居宅介護支援事業所に対する監査結果を通知しました。

今後におきましても、指定居宅サービス事業者などに対して「集団指導」や「実地指導」などを実施し、介護給付費など対象サービスの質の確保と向上や、保険給付の適正化を図り、市民の皆様が安心して適切な介護サービスを受けることができるよう取り組むとともに、市民から信頼される市政運営を進めてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、報道発表以来、3回にわたる本社訪問や、市民をはじめ圏域住民や企業などの協力をいただき、署名活動を行

ってまいりました。

2万7千筆を超える署名を携え、撤退の撤回を訴えてまいりましたが、難しいとの回答をいただいたところです。

緊急対策本部を設置し対応しており、撤退の撤回を求める方針に変更はありませんが、併せて次の方策も検討していかなければなりません。

現在、王子マテリア本社や名寄工場とも情報交換を行っており、影響を最小限にとどめるための方策を検討しているところです。

いずれの課題も、本市における喫緊の課題と認識しており、それぞれの対策や検討結果については、できる限り速やかに各議員や市民の皆様にお伝えし、不安の払拭に努めてまいります。

2 市民と行政との協働によるまちづくりについて

(1) 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

【回答】

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、現在、平成28年度から実施した「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」の事業を一部深化させる取組として、昨年度から「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」を3年計画で実施しています。

このプロジェクトの目的は冬季スポーツ拠点化プロジェクトで得られたノウハウを活かして、主に商品開発や交流人口の拡大による経済活性化を目指すものです。

主な事業は3つあり、1つ目はスポーツツーリズムやスキー場などを活用したインバウンド商品、さらには地元農産品を活用したスポーツフードといったスポーツ関連商品の開発、2つ目は、農業の人材不足などとマッチングを図るスポーツ移住の研究、3つ目は、街中でスポーツによる健康づくり事業に取り組んでいきます。

今後の可能性ですが、現在、交流が深い台湾のインバウンドを狙ったサイクルツーリズムのモニター事業や、カーリング合宿を受け入れるなど、商品化に向けた取組を進めています。また、スポーツフードの商品開発においては、販売段階まで進めています。

本市において、スポーツによる本格的な地域経済活性化事業は初めてとなりますが、大きな可能性を感じているところです。

Nスポーツコミュニケーションの横のつながりを活かしながら、広く地域に還元できる取組になるよう努めてまいります。

(2) 国内・国際交流活動の推進について

【回答】

本市では、国内交流事業では姉妹都市の山形県鶴岡市、交流自治体の東京都杉並区、道内外のふるさと会、国際交流事業では、姉妹都市のカナダ国カワーサレイクス市リンゼイ、友好都市のロシア連邦サハリン州ドーリンスク市、台湾との様々な交流を市民・民間団体との連携・協力により推進しています。

令和2年度における主な取組については、国内交流では、鶴岡市への少年少女訪問団の派遣や、杉並区との阿波おどり訪問団の受入と派遣などを、国際交流では、リンゼイへの交換学生の派遣やドーリンスク市への市民訪問団の派遣など、様々な交流事業を予定しているほか、台湾との交流では、中学生の派遣や農業青年の受入と派遣、市内高校生との交流を行う教育旅行の受入など、名寄日台親善協会と連携し取り組ん

でまいります。

また、ふるさと会においては、東京なよろ会が35周年、旭川風連会が50周年のそれぞれ節目を迎えるにあたり、記念事業が予定されています。ふるさと会や名寄サンシャイン会をはじめ関連する市民団体などと連携し、市民主体の交流活動を推進してまいります。

今後の交流事業のあり方については、節目を迎える事業や団体が増えており、それぞれが歩んだ歴史やその意義を十分踏まえながら、行政としての役割をしっかりと果たし、各団体や市民主体の交流を促進するとともに、多様な交流事業を通じて、人材育成や異文化交流による地域の活性化に努めてまいります。

(3) 移住・定住の推進について

【回答】

移住促進に向けた情報発信については、官民連携により組織する「名寄市移住促進協議会」にて行っています。

首都圏での移住相談会への出展や移住パンフレットなどを活用し、本市の魅力である都市機能と自然を兼ね備えた道北の中核都市としての住みよさなどのPRを行っているほか、協議会のホームページやFacebookなどのSNSを通じて、移住者インタビューの掲載、地域のイベント情報などの発信を行っています。

また、本年度からは広報誌に「名寄にUターン」と題して、移住関連情報を掲載し、広く市民に対しても周知を図っているほか、Nスポーツコミュニケーションからの委託事業として、本市の労働力不足の解消となるような冬季スポーツと農業を掛け合わせた「スポーツ移住」のモデルケース作成を行い、次年度以降、情報発信していく予定です。

今後も、これまでの情報発信に加え、交流・関係人口創出や拡大にもつながるような、より効果的な媒体を活用した取組を進め、情報発信を行ってまいります。

受入体制の整備などの取組については、本年度より、お試し移住住宅利用者や下川町と合同で開催した移住ツアーの際に、地域の方や移住者の方との交流の場を設け、地域を巻き込んだ関係性づくりに取り組んでまいりました。

移住を検討していただくには、情報発信だけではなく、つながり続けることが重要であるため、今後とも市民の皆様と連携した受入体制の構築に取り組んでいき、地域愛の醸成にもつながるよう進めてまいります。

次に、東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策に係る支援事業の活用に向けての取組についてですが、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、北海道が示す要件を満たした中小企業などに就業した方または起業支援金の交付決定を受けた方に交付金を支給する事業であり、本市においては、事業推進を図るため、就業及び起業分として各1件ずつ交付金を予算計上し、ホームページや広報誌への掲載のほか、移住ワンストップ窓口でつながった方への情報提供や市民課窓口にチラシを配置するなど事業の周知を図っています。また、移住支援金の対象となる法人の募集の周知については、関係団体を通じて行ってきているところです。

現在までの状況としましては、お問い合わせは1件ありましたが、対象要件を満たさないことから交付決定に至っておりません。また、企業の登録状況としましては現在8社となり、その内、北海道のホームページに掲載されているのは3社となっています。

実績については、北海道内において移住支援金は現在のところ2件という状況であり、事業の推進に向けて企業の登録推進が必要であると認識しています。

また、令和2年度より、対象者及び企業の要件緩和が予定されていることから、今

後とも北海道と情報共有を密にし、引き続き広く周知していくよう努めてまいります。

3 安心して健やかに暮らせるまちづくりについて

(1) 子ども・子育て支援の推進について

【回答】

国においては、少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる社会的背景のもと、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

本市においても、平成27年度から5年間の第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業を取り組んできています。

特に、第1期計画においては、すべての幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費による施設運営に移行することで、保育料の統一化が図られ、安定した幼児教育が推進されてきました。

また、新たに幼稚園2園が幼児教育と保育を一体的に実施できる認定こども園に移行したほか、認可外保育所1カ所においても小規模保育事業所として認定こども園などと同様の給付費による運営となり、保育料などの利用者負担の軽減が図られてきています。

子育て支援では、子育て支援センター「ひまわりらんど」の開設をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援活動助成事業などにより、子育ての孤立を防ぎ、子育て支援を充実することで子育てしやすい環境づくりの推進に努めてきています。

また、昨年4月からは、子どもとその家庭を対象に必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点事業を開始しているほか、本年3月からは、子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始するなど、安心して健やかに暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

第2期計画では、第1期計画を継承しつつ、計画を策定するにあたり実施したアンケート結果を参考としながら、子どもの医療費助成拡大や子どもの遊び場の確保など要望の多い施策の検討をはじめ、待機児童を解消し安心して子どもを預けられる環境の整備のために保育所の整備を早期に実施していきたいと考えています。

第1期計画と同様、「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念とし、市民ニーズに応えながら、子ども・子育てに関する支援策の充実を図ってまいります。

(2) 地域医療の充実について

【回答】

平成28年度に策定しました新名寄市病院事業改革プランは、毎年度の事業実績に基づき、評価と改定を行いながら着実な推進を図ってまいりました。

名寄市立総合病院の主な評価としましては、地域医療構想での協議を踏まえて、急性期医療を中心とした役割を維持しつつ、圏域内の医療機関との連携を強化してきたことや医業収入の拡大と経費節減に努めたことにより、経常収支の改善を目標より1年早く達成できたことに加えて、経営形態の見直しとして、公営企業法の全部適用に移行したことが挙げられます。

今後に向けては、急性期医療の砦として、しっかりと機能を維持していくために、医師や看護師などのスタッフを充足させて、働き方改革に対応していくことが最も重

要な課題になると考えています。また、圏域内での連携が強く求められていることから、その中心的な役割を担う体制づくりも必要となっています。

名寄東病院については、指定管理者である上川北部医師会により、慢性期医療を中心に行っていますが、診療報酬改定の影響が大きかったことと、計画値よりも入院患者数が減少し病床利用率が62%まで下がるなど、厳しい経営状態が続いていました。しかし、スタッフの努力もあり、本年度下期からは若干の改善が見られ、病床利用率も80%まで回復しています。改革プランの計画値からは乖離した実績となっていますが、本来の目標に近づけるよう努めてまいります。

名寄東病院の今後のあり方については、当面の診療体制は、名寄東病院において適宜ご検討をいただいている、運営の方向性については、地域医療構想の協議状況や本市との協議により、役割を含め改革プランの見直しを行っていくことになると考えています。

施設の整備などについては、現状の運営に必要な設備投資は継続して実施しています。老朽化への対応については、運営の方向性が定まらなければ計画に至らないことから、現状ではご報告できる段階にありませんのでご理解をお願いいたします。

(3) 高齢者福祉の推進について

【回答】

市民の皆様が、高齢になっても可能な限り住み慣れたこの地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが確保される地域包括ケアシステムの深化・推進していくことが重要です。

そのためには、市民のニーズに応えながら、各種施策の充実・拡充を図るとともに、地域の課題解決に向けて取組を推進してまいります。

具体的には、除雪や屋根雪下ろしに対する助成券の交付については、高齢者の負担軽減と経済支援を図るために実施をしているところですが、今後も、現行制度の効果などを検証し、より使いやすい助成内容となるよう検討してまいります。

平成29年度から開始している「通いの場事業」については、担い手の発掘や実施できる会場の確保などの支援を含めて、生活支援コーディネーターと連携しながら、「通いの場」を増やし、高齢者の交通手段の確保に努めてまいります。

「高齢者の住まい」については、第7期計画の期間中に整備が予定されていました「小規模多機能型居宅介護事業所」や「認知症グループホーム」の新設が予定されています。

今後も、低所得者向けの「生活支援ハウス」の検討など、高齢者が安心して生活ができる環境を整えてまいります。

「切れ目のない医療・介護」については、高齢者一人ひとりにあった医療・介護が受けられるように介護保険事業所などとの連携をより推進し、高齢者の状況に応じたサービスができるよう取り組んでまいります。

最後に、フレイル予防の取組についてですが、町内会や老人クラブなどが自主的に実施している元気会や介護予防教室などへの支援をしてまいります。

また、昨年度、実施しました市民向けの講演会や「楽食健幸講座」などの開催により、フレイル予防に対する市民の関心が高まってきていることから、今後においても、市内関係機関と連携しながら、内容の充実を図るなど取組を継続し、介護予防を推進してまいります。

4 快適で安全安心なまちづくりについて

(1) 空き家対策について

【回答】

全国規模で空き家問題が深刻化し、本市においても管理不全の空き家が周辺の生活環境に影響を及ぼしていることなどを背景として、平成28年度に名寄市空き家等対策計画を策定しました。

令和2年度までを期間とする本計画に基づき、空き家などの調査、所有者などの当事者意識の醸成、空き家バンクの設立、適切に管理されていない空き家への対応などに取り組んでまいりました。

主な取組としては、空き家データコンテンツをもとに現地調査によるデータベース化や情報発信の手段を増やす空き家バンクの設立のほか、広報誌などを活用した管理不全の空き家の発生予防や適正管理の促進を図るための啓発を進めてきました。

特に、周辺に影響を及ぼす危険性のある空き家の所有者などには文書や電話、訪問により適正管理のお願いとして声掛けを行ってきており、連絡を行ったうち半数以上は所有者などにより建物の除却や、修繕・屋根雪の処理などの適正管理が行われ、危険な状態が回避されており、計画に基づく取組の成果が現れているものと捉えています。

また、所有者などにより例年100件以上の建物の除却が進んでいることなど、管理責任者の当事者意識の広がりも見られており、今後も引き続き、府内関係部署や関係機関などと連携しながら対応を進めてまいります。

(2) 地域公共交通について

【回答】

令和元年5月に策定された名寄市地域公共交通網形成計画における、令和2年度の事業内容については、本年度に引き続き実施するものとして、「名寄大学の新入生向け出前講座の実施」のほか、「老人クラブなどへの出前講座の実施」、「路線バス及びタクシー乗務員確保に向けたPR・募集の取組」、「高齢者向け冊子の配布」を行う予定です。

また、新たに取り組むものとして「(仮称)地域公共交通セミナー」を開催する予定であり、北海道市町村振興協会の「地域づくりセミナー開催支援金」を活用しながら、本市のバス路線における現状の課題や解決策を出し合うほか、市民の公共交通に対する意識醸成を図ろうとしているところです。

今後につきましても、本年度策定した名寄市地域公共交通網形成計画に基づいて、本市を取り巻く人口減少や高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るために様々な取組を推進してまいります。

5 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて

(1) 農業振興施策について

【回答】

農業を取り巻く環境は、TPPをはじめとする貿易交渉を受けて、輸入規制の緩和による影響が危惧されるとともに、農家戸数の減少や労働力不足など国内外に課題を抱えている中、令和2年度の主な農業振興施策としては、「名寄市農業農村振興計画」、また、「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しでも掲げている「持続可能な農業」について取組を進めたいと考えており、ここでは大きく2点についてお答え

します。

まず、1点目は、「哺育・育成センター」への支援です。

これからの農業は、限られた労働力の下で収益を維持・拡大していく必要があり、さらなる作業の効率化や省力化が求められています。

のことから、令和2年度においては、JA道北なよろが事業主体となり進める哺育・育成センターの設置をしっかりと支援し、令和3年4月の供用開始を目指します。

本事業は、哺育・育成作業の専門化を図ることにより、優良後継牛の確保と搾乳頭数の増頭が可能となり、軽減された労働力を搾乳牛の飼養管理と受胎率向上に向けることで生乳生産量の拡大や牛群改良につながるほか、労力の軽減に伴う就農年齢の延長は高齢化への対策として、さらには、酪農部門での人材育成への貢献も期待されるなど、今後の酪農業の持続に必要な地域システムとしての機能を果たすものです。

もう1点は、「人・農地プランの見直し」です。

地域農業は、担い手となる農業者の規模拡大により農地の集積が図られ生産と農地の維持がなされていますが、個別農家の規模拡大にも限界があることから、将来にわたり地域農業を持続するためには、今後想定される地域の課題や、農業のあるべき姿を生産者とともに話し合い、共有する必要があると考えています。

令和2年度には、平成29年に公表した「人・農地プラン」が3年を経過し見直しの時期を迎えており、より一層実効性あるプランとなるよう、地域の課題や将来のあるべき姿についても話し合う機会として位置付け、取り組んでまいります。

なお、今回の見直しにあたっては、農地の管理や流動化に深くかかわっている農業委員会にもご協力をいただくこととなっています。

このほかにも、これから地域農業を支える担い手の育成・確保に向けては、引き続きJA道北なよろと協調して取組を進めるほか、国が進めるスマート農業については、ICTなど新たな技術の活用に向けて、農業振興センターが核となり進めていくなど、名寄市農業農村振興計画及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に取り組み、持続可能な農業を目指してまいります。

(2) 中心市街地の活性化への取り組みについて

【回答】

本市では、JR名寄駅を起点として商業などの活性化と事業活動を促進するため、名寄市都市計画用途地域として商業地域を定め中心市街地として位置付けています。

これまでの中心市街地活性化の取組については、平成12年に「中心市街地活性化基本計画」を市が策定するとともに、商工会議所など、民間では「中小売商業高度化事業構想（TMO構想）」を策定するなど、行政と経済界が連携しながら中心市街地の活性化に取り組んできました。

その後、「名寄市都市再整備計画」に基づきコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、社会資本整備総合交付金を活用し、駅前交流プラザ「よろーな」など、JR名寄駅から浅江島地区までの施設整備を行いました。

本市経済の活性化のためには、中心市街地の果たす役割は大きく、現在、名寄市中小企業振興条例に基づいて、商業地域内の店舗または事務所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する「中心市街地近代化事業」や「創業支援事業」といったハード的な支援のほか、商業地域内の空き地・空き店舗を活用して商業などを営む場合の家賃または賃借料を補助するといったソフト的な支援など、中心市街地の活性化に寄与する取組を進めているところです。

このほど策定した「名寄市立地適正化計画」では、コンパクトなまちづくりを目指

して定めた「都市機能誘導区域」に中心市街地が含まれており、その誘導施策として、誘導方針「拠点での新たなビジネス展開を推進」の一つに、「空き家・空き店舗・空き地の斡旋や有効活用に対する補助」を掲げています。

今後は、令和2年度中に策定予定の「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」において、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを検討するとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度についても、時代のニーズに合った見直しについて検討することとしており、今後も引き続き、地域経済活性化に資する拠点として、中心市街地活性化に向けた取組を進めてまいります。

（3）観光振興と経済活性化について

【回答】

本市の観光振興は、名寄市総合計画（第2次）における重点プロジェクト「経済元気化プロジェクト」及び基本目標IV「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり」を推進する主要施策の一つとして位置付け、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、平成28年度に見直した名寄市観光振興計画に基づき、各種事業を実施しています。

近年においては旅行形態の多様化もあり、団体旅行から個人の趣向に合わせた個人旅行が増える傾向にあることや、外国人観光客が急速に伸びているといった動向を踏まえ、同計画では令和3年度の目標値として、観光入込客数を61万6,200人、外国人宿泊延数を1,635泊として、取組を進めているところです。

実績としては、観光入込客数が、平成28年度に前年度比11,000人増の48万5,000人となったものの、その後減少傾向を示し、平成30年度は42万7,900人となりました。一方、外国人宿泊延数は、平成28年度で417泊、平成29年度で1,094泊、平成30年度で1,985泊と着実に伸びています。

本市では、夏のひまわり観光や冬季スポーツなど、地域特性を活かした魅力ある観光地づくりに取り組んでいる一方で、単一市町村の取組では、通過型の観光となるなど限界があり、圏域の様々なコンテンツを組み合わせ周遊させることにより、宿泊などによる経済効果が生まれることなどから、広域連携による観光を推進しています。

現在は、NPO法人なよろ観光まちづくり協会が中心となり、広域観光組織である道北観光連盟、天塩川シーニックバイウェイにおいて、自転車、カヌー、フットパスやJR、バスなどの公共交通機関を移動手段としながら、自然風景や歴史文化に触れ、ご当地の食を味わい、そしてアクティビティを楽しむ旅として「きた北海道エコ・モビリティ」事業を進めています。

また、平成28年度に観光庁の認定を受けた広域観光周遊ルート「日本てっぺん。きた北海道ルート。」では、札幌から稚内までを結ぶインバウンドに向けた5カ年事業として開始され、令和2年度も引き続き、旭川市や士別市と連携した取組によりさらなる外国人の誘客に努めています。

さらに、昨年11月に旭川空港国際線ターミナルが完成したことに加え、令和2年度から道内7空港の一括民営化が順次実施されるなど、今後、道北地方を訪れる観光客が増えることが見込まれます。運営会社である北海道エアポートでは、来道客が7空港のどこから出入りをしても同一の往復運賃が適用される「オープンジョー」と呼ばれる仕組みを取り入れることが検討されており、とりわけ外国人観光客の増加が期待されることから、これを好機と捉え近隣市町村と連携し、観光PRや受入体制の整備に努めています。

現行の観光振興計画は、令和3年度が計画期間の最終年度であることから、最終年

度の計画改定作業を見据えながら、引き続き、観光の振興に努めてまいります。

6 生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて

(1) 名寄市立大学の将来展望について

【回答】

最初に、今後の学生確保についてお答えします。

先月実施した一般入試前期日程の志願倍率は3.8倍となり、昨年の3.0倍を上回りました。これは、これまで積み重ねてきた学生確保対策の成果であると考えています。少子化の進行や旭川大学の公立化が明らかになるなど名寄市立大学を取り巻く環境の厳しさは増していますが、新たな取組となる入試会場の増設やこれまで取り組んできた高校訪問、受験生・保護者向けの進学相談会、オープンキャンパスの実施などそれぞれ対象に応じた取組を深化させ、名寄市立大学の魅力を伝えることを継続して行ってまいります。

次に、機能充実についてお答えします。

名寄市立大学の地域貢献を具体的に進める機関として設置したコミュニティケア教育研究センターは、公開講座やセミナーの開催を通じた地域への教育研究成果の還元、連携協定などを通じた自治体との共同研究、学生のボランティア活動の支援や交流事業を通じた地域交流など、地域と大学の架け橋となって活動しており、その活動領域は年々拡大しています。

令和2年度に策定する名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）中期実施計画において、関係する機関と密に連携する機能の充実を図り、これまでに締結した各連携協定に基づく事業の発展的継続と本年締結した名寄市立総合病院との協定に基づく、具体的な取組の実効化を図るなど、地域との連携・協働の推進により、さらに地域社会に貢献してまいります。

次に、人材育成についてお答えします。

名寄市立大学は、これまで道内外各地から学生を受け入れ、様々な地域に卒業生を輩出してまいりました。今後も修学時において学生それぞれが望む資格・免許を取得するための支援をしっかりと行い、輩出した地域、職場において高度な専門職として活躍し、社会に貢献できる職業人の育成に努めてまいります。

次に、4月着任予定の野村新学長に期待することについてお答えします。

野村新学長は、昨年11月に名寄市立大学で行われた講演会で、今後の大学運営について、教育の質向上、地域貢献・連携のさらなる強化、大学院の設置という3項目を方針として述べられたと聞いています。この3項目は、いずれも名寄市立大学の将来構想に盛り込まれているものです。

野村新学長には、この3項目を含め、将来構想を着実に推進いただき、名寄市立大学を取り巻く環境が年々厳しくなっていく中、今後も埋没することなく、存在意義を示しつづけるために尽力していただけるものと期待しています。

(2) 冬季スポーツ拠点化事業について

【回答】

冬季スポーツ拠点化事業は、平成28年から平成30年の3カ年で地方創生推進交付金を活用し、「冬季スポーツのアスリートが集まる街」、「スポーツに慣れ親しんだ、健康な市民が暮らす街」、この2つのビジョンを掲げて、事業に取り組んでまいりました。

また、本年度からは名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の中で「経済元気化プ

プロジェクト」、「安心子育てプロジェクト」とともに重点プロジェクトとして位置付けられ、本市が目指す将来像の実現を目指し、各種事業と連携しながら取り組んでいます。

昨年3月には拠点化事業の推進役となる官民一体となった組織「Nスポーツコミュニケーション」を設立しました。

コミュニケーションでは「身体的、精神的、社会的に良好な市民が暮らす街」、「街の資源を利活用し、産業・経済が循環する街」、「新たな価値や良い人材を生み出し、日本・世界に提供していく街」をビジョンに掲げ、スポーツを通じて実現していきます。

現在、人材育成事業、市民の健康づくり事業、地域経済の活性化事業の3本柱を中心に事業を展開しているところです。

今後も、地域のつながり、人のつながりといったコミュニケーションの強みを活かしながら、スポーツによる地域振興に取り組んでいきたいと考えています。

7 教育行政について

(1) 第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みについて

【回答】

第2次名寄市教育改善プロジェクトでの成果と第3次名寄市教育改善プロジェクトでの主な取組についてお答えします。

第2次名寄市教育改善プロジェクトの成果などについては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育むため、平成24年度に名寄市教育研究所内に名寄市教育改善プロジェクト委員会を設置し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指した取組を進めてまいりました。

平成29年度には5年間の成果と課題を踏まえ、第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、教育経営の充実に関する研究グループ、教育研究（研修）の充実に関する研究グループ、教育指導の充実に関する研究グループの3つの研究グループを編成し、今日的な教育課題に対応した取組を進めてまいりました。

第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会における成果などについて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成という3つの側面からお答えします。

まず1つ目に、確かな学力の育成にかかる成果などについてお答えします。

第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善に努め、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動を重視するとともに、ICT機器の効果的な活用、生徒指導の機能を生かした学習指導の充実を図ってまいりました。平成30年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校で国語B、算数A、算数B、中学校では全ての科目で全国平均を上回る結果となりました。

一方で、本市の児童生徒は、資料や情報に基づいて自分の考えなどを明確に記述したり、筋道を立てて考え、数学的に表現することなど、思考力・判断力・表現力などといった記述式問題を中心に課題が見られます。また、全国と比較して家庭学習の時間が短いという課題も見られます。

2つ目に、豊かな心の育成にかかる成果などについてお答えします。

第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、平成26年度に地域の先人や文化などを教材として作成しました、読み物資料「名寄岩」を活用した実践を重ねるとともに、木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材とした道徳科の読み物資料を新たに作成し、道徳の時間について指導の改善に努めてまいりました。また、平成30年度から小学校において特別の教科となった道徳科の評価のあり方について研修を行い、教職

員の資質の向上を図ってまいりました。今後は、道徳科の指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などを適切に取り入れるなど、より一層の指導方法の工夫が必要と考えています。

3つ目に、健やかな体の育成にかかわる成果などについてお答えします。

第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を充実させてまいりました。とりわけ、本市の課題となっている「走力」については、第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組とスポーツ・合宿推進課の学校連携事業「体力向上プログラム」の取組を連動させながら向上を目指して取組を進めてまいりました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、本年度は、体力合計点で、小学生・中学生の男女とも全国平均を上回りました。また、全国と比べて課題が見られた種目は、中学生男子の1種目のみとなっています。

次に、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会で予定している主要な取組についてお答えします。

はじめに、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げた経緯についてお答えします。

教育改善プロジェクト委員会の取組は、これまででも道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」と連動させながら進めてまいりました。とりわけ本年度は、名寄小学校・名寄南小学校・名寄東小学校・名寄西小学校・風連中央小学校の5つの小学校及び名寄中学校・名寄東中学校の2つの中学校の7校が、「学校力向上に関する総合実践事業」における「学校指定」という形で指定を受け、基礎学力を保障する取組や本事業のアドバイザーによる教育講演会の実施などに取り組んでまいりました。

しかしながら、これまで取り組んできた「学校力向上に関する総合実践事業」について道教委が事業内容を改善し、令和2年度から市内すべての小中学校を対象として新たにスタートすることとなりました。具体的には、「地域指定」というシステムが導入され、中学校区を基本として、小・中学校4校程度を単位としたグループを組み、連携協力しながら学校力を高めていくこととなります。

このように、「学校力向上に関する総合実践事業」の内容が、令和2年度から大きく変わることを受け、本事業と連動して取組を進めてまいりました第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会も、3年間の成果と課題を踏まえ、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会として、新たなスタートを切ることといたしました。

次に、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会で予定している主な取組についてお答えします。

第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会におきましても、これまでと同様に、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指し、教育経営、教育研究、教育指導の3つの領域構成で取組を進める予定でいます。

具体的には、「学校力向上に関する総合実践事業」と連携させた市内全校が連携協力しながら学校力を高めるシステムの構築を目指した取組を進めます。また、学力・体力の向上や外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、プログラミング教育などの新たな今日的な課題に対応できる力量を高める研修、ミドルリーダーのマネジメント力を高める研修会などを通じて、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高める取組などを推進する予定でいます。

(2) 地域とともにある学校づくりの更なる充実について

【回答】

今後のコミュニティ・スクールの充実に向けた取組についてお答えします。

学校が、子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、地域社会との連携を深め、子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。

その際、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要と考えています。

しかし、少子高齢化や核家族化など、子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、本来であれば保護者や地域住民を含む社会全体で取り組むべきことについても、学校に期待されています。

そのため、学校だけで子どもたちの抱える多様な問題に対処するのは難しくなってきています。

子どもたちが抱える課題を地域ぐるみで解決し、質の高い、より良い教育を提供していくためには、学校、家庭、地域社会が、それぞれの立場から「子どもたちの将来のために」という共通の目的のために協力し合うことが大切です。

こうした状況の中、平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられました。

この答申では、今後の地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進することや、コミュニティ・スクールの一層の推進を図ることなどが提言されています。

また、平成29年3月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

これらの動向を踏まえ、本市では、平成29年度に智恵文小学校・智恵文中学校に学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとしたのを皮切りに、名寄東小学校、中名寄小学校、名寄西小学校には、それぞれ単独で学校運営協議会を設置するとともに、名寄小学校と名寄東中学校、名寄南小学校と名寄中学校、風連中央小学校と風連中学校においては、小中合同の学校運営協議会を設置し、昨年6月をもって市内すべての学校をコミュニティ・スクールとし、「地域とともにある学校づくり」を推進しているところです。

学校運営協議会の主な役割には4つの視点があります。

1点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、2点目は、学校運営に関する意見を述べることができる、3点目は、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる、4点目は、学校運営に必要な支援などについて協議する、の4つです。今後は、とりわけ4点目の学校運営に必要な支援について充実させていきたいと考えています。

このため、国では学校運営に必要な支援の充実を目指し、令和4年度までに、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を推進することや、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」を設置するという目標を掲げています。

このようなことから、教育委員会としては、各学校のコミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し高め合う存在として、両輪となって「地域とともにある学校づくり」のさらなる充実を図ることができるような体制づくりと、活動の充実を目指していきたいと考えています。

(3) 小中一貫教育の今後の推進について

【回答】

今後の市内小中学校における小中一貫教育の実施の方向性についてお答えします。

はじめに、小中一貫教育が求められるようになった背景や理由についてお答えします。

平成 17 年に、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する」という答申において、学校の教育力と教師の力量を強化し、それを通じて子どもたちの人間力の豊かな育成を図るなど、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受け、平成 18 年に教育基本法が改正され、第 5 条第 2 項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く平成 19 年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第 21 条）されました。

その後、平成 20 年告示の学習指導要領において、小学校学習指導要領の巻末に参考として中学校学習指導要領の全文が掲載され、中学校学習指導要領の巻末にも参考として小学校学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。

一方、子どもたちは小学校 1 年生から中学校 3 年生までの義務教育 9 年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきますが、例えば、小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか、中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまづいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか、といった問い合わせに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対応を模索することが、法令上の要請と相まって重要性を増してきました。

このような状況の中で、小学校と中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育 9 年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が重視されてきたという側面があります。

本市では智恵文地区において、平成 27 年度から小・中学校の校長、教頭、教務主任、研修主任で構成される小中一貫教育推進委員会を組織し、平成 30 年度から、智恵文小学校と智恵文中学校において小中一貫教育を実施しています。

また、風連地区においては、風連地区小中学校連携教育推進委員会で取組を進めてきた、9 年間を見据えた教育課程や学習規律、出前授業の体制などが整いつつあることから、令和 2 年度から風連中央小学校と風連中学校において小中一貫教育を実施してまいります。

今後の市内での小中学校の実施については、本市のそれぞれの学校や地域の実情や要望などを踏まえた上で、当面、小中一貫教育を推進する智恵文と風連の両地区の取組の成果を、他の学校に環流していただき、名寄中学校区や名寄東中学校区における小中連携の取組などの充実に生かしてまいりたいと考えています。

また、将来的には、少子化に伴う児童生徒数の推移や小中学校の適正配置などの状況を踏まえながら、市内の小中一貫教育のあり方について検討してまいります。

(4) 市内高等学校の今後のあり方について

【回答】

現状の市内の高等学校については、少子化などの影響により、中卒者数は減少傾向にあり定員割れが続いていることから、令和2年度には、名寄高等学校は4間口から3間口に、名寄産業高等学校では、学科の転換により酪農科学科と機械・建築システム科、生活文化科の3科に学科が再編され、2校合わせて2間口の減少となっています。

このような中、今後もこの地域の産業を支えるための人材育成や、生徒の進路希望に沿った学習ができる環境を維持、充実させる必要があることから、本市として、平成30年3月に道教委に対し、市内2つの高校の持つ資源や力を十分に発揮し、間口を維持し続けるため、令和5年度を目指して、名寄高等学校と名寄産業高等学校の再編統合に向けた検討をするよう要望してきました。

今後はこの要望の実現に向け、道教委の「これからの中高生づくりに関する指針」を参照し、名寄市内高等学校在り方検討会議の中で、生徒の進路希望などを調査・分析しながら、単位制の導入や特進コースの新設など、市内はもとより、市外からも入学希望が多くなるような高等学校のあるべき姿、いわゆる魅力ある学校のあり方について検討し、意見を集約しながら、本市としての方向性をまとめ、道教委への要望事項としてまいります。

高野 美枝子 議員

1 令和2年度市政執行方針と予算編成について

(1) 総合計画（第2次）中期基本計画を着実に推進するための考え方について

【回答】

昨年からスタートしました名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の着実な推進については、基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の3つを基本に、主要施策ごとに掲げた成果指標（KPI）の達成に向けた取組を進めるとともに、行政評価などを活用し、PDCAサイクルの中で、より効果的な手法を研究してまいります。

(2) 重点プロジェクトや総合戦略を中心とした施策や事業の展開について

【回答】

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画における重点プロジェクトに関して令和2年度に実施を予定している事業としましては、「経済元気化プロジェクト」で18事業、「安心子育てプロジェクト」で30事業、「冬季スポーツ拠点化事業」で8事業について、それぞれ個別事業を展開する予定となっています。

また、総合戦略に関する事業ですが、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が昨年12月に閣議決定され、新たに未来技術の活用や関係人口の創出などの視点が加えられたことから、これらの視点を踏まえた「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂作業中であり、本年4月に改訂後の総合戦略をお示しする予定です。

国の閣議決定が12月と遅い時期であったことから、令和2年度予算案においては従来の総合戦略に沿った事業展開としていますが、令和2年度実施事業にあたっては、

新たな視点を加えた事業展開が可能かについても検討してまいります。

今後も総合計画、総合戦略の推進にあたり、それぞれの理念に沿った成果指標（KPI）の実現と市民の皆様の幸福実現のため、着実に事業を展開するとともに、時代に即した新たな手法の導入についても検討してまいります。

（3）当面する名寄市の課題について

【回答】

株式会社名寄振興公社に関しては、市内唯一の温浴施設をはじめ冬季スポーツ拠点化の核となる施設の維持・継続を図るため職員派遣や財政的支援を行う一方で、昨年11月に設置した「株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会」の外部委員である公認会計士及び顧問弁護士の助言をいただきながら、原因究明と責任追及に努めているところであり、今後とも、適時に議会へ報告するとともに、様々な機会を通じて、市民の皆様へも説明してまいります。

次に、名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員業務に関する本市の指導及び対応については、随時、議員協議会などでご説明させていただいたとおり、昨年11月8日を初回とし、以降、北海道の技術的助言を受けながら監査を続け、3月12日に名寄社協指定居宅介護支援事業所に対する監査結果を通知しました。

今後におきましても、指定居宅サービス事業者などに対して「集団指導」や「実地指導」などを実施し、介護給付費など対象サービスの質の確保と向上や、保険給付の適正化を図り、市民の皆様が安心して適切な介護サービスを受けることができるよう取り組むとともに、市民から信頼される市政運営を進めてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、報道発表以来、3回にわたる本社訪問や、市民をはじめ圏域住民や企業などの協力をいただき、署名活動を行ってまいりました。

2万7千筆を超える署名を携え、撤退の撤回を訴えてまいりましたが、難しいとの回答をいただいたところです。

緊急対策本部を設置し対応しており、撤退の撤回を求める方針に変更はありませんが、併せて次の方策も検討していかなければなりません。

現在、王子マテリア本社や名寄工場とも情報交換を行っており、影響を最小限にとどめるための方策を検討しているところです。

今後も、関係機関、団体と研究、検討を進めるとともに、進捗状況についても報告をさせていただきながら取り組んでまいります。

最後に新型コロナウイルス感染症については、北海道内での感染者が増加している中で、上川管内での感染者が確認された2月25日には、名寄市感染症危機管理対策本部を設置し感染予防の対策に取り組んでいます。

具体的には、市民への感染拡大を防ぐため、手洗いや咳エチケットなどの励行を周知するとともに、本市及び教育委員会が主催・共催及び実行委員会の事務局を担うイベントや会議などの中止または延期するという対応方針を作成し感染の予防対策に取り組んでいます。

また、国や北海道の要請を受けながら、小中学校や幼児教育・保育施設をはじめ各施設において、感染予防に必要な対策を取り組んでいます。

今後におきましても、対策本部会議において、市民の健康を守ることを最優先とし、感染予防対策や感染者の発生時の対応などを協議しながら取り組んでまいります。

いずれの課題も、本市における喫緊の課題と認識しており、それぞれの対策や検討結果については、できるかぎり速やかに各議員や市民の皆様にお伝えし、不安の払拭

に努めてまいります。

(4) 予算編成と財政展望について

【回答】

令和2年度の一般会計予算案は前年度比1.1%増の209億264万4千円となりました。また、国民健康保険特別会計など5つの特別会計予算は86億3,440万9千円、下水道事業特別会計と個別排水処理施設整備事業特別会計が企業会計化されたことから、3つの企業会計予算は159億2,525万5千円、全会計の総額では前年度比4.0%増の454億6,230万8千円となりました。

一般会計は、継続事業である風連中央小学校の改築や北斗・新北斗団地の建設が終了したものの、子ども・子育て支援に係る民生費の増加や哺育・育成センター整備への支援に対する農林業費の増加により4年ぶりの増額となりました。

予算編成では、国道支出金はもちろんのこと、様々な特定財源の活用を見込み、一般財源を圧縮するよう予算編成を行っていますが、財政調整基金をはじめ、減債基金、公共施設整備基金など基金の繰入にて収支の調整を図っているところです。

今後の財政展望については、人口減少に伴う市税収入の落ち込みや地方交付税の減少、社会保障施策に要する経費の増加、公共施設・公共インフラの老朽化への対応、さらには、昨年発表のあった王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約の問題、また、大規模な普通建設事業の実施による公債費の増加やここ2年の決算状況における基金への依存などからも将来を見据えた本市の財政運営には多くの課題が山積しており、決して楽観視できる状況ではありません。

そのため、事業の選択と集中の徹底や持続可能で健全な財政運営の維持に努め、令和2年度の予算編成においても、このことを基本的な考え方とし、予算を編成したところです。

厳しさを増している財政状況である中においても、明るく元気なまちづくりのため、これからも財政規律を遵守し、将来世代に過度の負担を残さぬよう、健全な財政運営に努めてまいります。

(5) 道北地域の中核都市としての責任と役割について

【回答】

平成23年3月28日に本市と士別市は、圏域における中心的な役割を担う意思を表明する複眼型としての中心市宣言を行い、圏域11町村とそれぞれとの間で、2対1の協定を締結しました。いわゆる「北・北海道中央圏域定住自立圏」のスタートとなりました。

平成24年度から平成28年度までの共生ビジョンでは、圏域で連携することができる事業について具体的に示し、取組を進めてきました。その共生ビジョンの期間が終了したことから、さらに連携した取組を深化させるべく、成果指標（KPI）などを盛り込んだ新たな共生ビジョンを平成29年度に策定し今日に至っています。

共生ビジョンでは、大きく3つの政策分野に別れており、1つ目が「生活機能の強化にかかる政策分野」となっています。医療、福祉、教育、産業振興、その他で構成され、医療の確保など必要な連携項目を洗い出し、協定を結び事業を実施しています。

国内では既に人口減少、少子高齢化社会へ突入しており、道北圏域ではその速度を上回るスピードで進んでいますが、地域住民の多岐にわたる生活基盤を安定的に維持

していくため、相互に役割分担し、連携、協力していくことが重要となっています。医療環境や大学など、本市には圏域を支える都市機能が一定程度集約されており、圏域の協力をいただきながら、維持していかなければならないと考えています。

2 保健医療福祉行政について

(1) 介護職員の確保について

【回答】

介護人材の安定的な確保を図るため、平成28年度から3年間の時限的な制度として「介護人材確保緊急対策事業」による助成等事業を実施しています。

3年間の実績では、介護職員初任者研修受講費の助成が22件、就職支度金の助成には18件の申請があり、新たな人材確保につながっています。

本年度からは、新たに「介護福祉士実務者研修受講費用の助成」を追加し、スキルアップや離職防止のために制度の拡充を図っています。

人材発掘のためのイベントとしては、「名寄市介護サービス事業者連絡協議会」を中心となり、介護職を目指そうとする方だけでなく、介護に興味のある市民も対象に呼びかけを行った「介護のおしごと説明会」を実施しています。

また、介護サービスの質の向上や離職防止などを目的に、「介護事業者向け研修会」を開催し、事業所間の情報共有を図りながら、全市的な人材確保や離職防止などの課題解決に向け、連携して取り組んでいくための体制ができています。

介護人材確保に関する事業の効果を検証するため、平成29年度から毎年実施している市内介護保険事業所へのアンケート調査の結果では、各年度を比較してみると、就職される方と退職される方の差し引きではプラスとなっており、事業の効果は現れていますが、介護人材不足の解消までは至っておりません。

今後の課題としましては、介護人材の不足から、定年後も働き続けていただいていることから、介護職員の高齢化が進んでいる状況にあり、新規就労者の確保と若手職員の離職防止が必要であり、課題解消に向けて助成事業を実施していくとともに、介護人材の確保に向けて、さらなる検討を進めながら対応をしてまいります。

(2) 子育て支援の推進について

【回答】

第2期子ども・子育て支援事業計画については、パブリック・コメントによる市民からの意見を募集した結果、1件の意見をいただきましたが、要望として受け止め、子ども・子育て支援会議において素案どおり第2次計画を決定する予定です。

本計画では、子どもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指し、次世代を担う子どもたちが、この恵まれた自然環境のもとで、健やかに成長していくことを願い、1つ目「子育てと就労が両立できるまち」、2つ目「子育て家庭が支えられるまち」、3つ目「生きる力がはぐくまれるまち」、4つ目「みんなで子どもを育てるまち」、5つ目「子どもがのびのび育つまち」、6つ目「子どもの権利が尊重されるまち」として、第1期計画に引き続き6つの基本目標を掲げ施策を推進していくこととしています。

第1期計画では、子育て支援センターの開設をはじめ、認定こども園の整備支援、ファミリー・サポート・センター事業や子ども家庭総合支援拠点事業などの子育て支援施策の実施により、子育てに関する相談の充実や、育児の孤立化や不安を抱えた母親やストレスを感じたり養育に悩んでいる方が気軽に相談できる体制の整備を図り、

子育て支援を充実させてけています。

第2期計画では、本年3月から子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら、必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

また、計画を策定するにあたり実施したアンケート結果を参考しながら、子どもの医療費助成拡大や子どもの遊び場の確保などの要望の多い施策の検討をはじめ、待機児童を解消し安心して子どもを預けられる環境の整備のために保育所の整備を早期に実施してまいります。

(3) 高齢者施策の推進について

【回答】

名寄市総合計画（第2次）では、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本目標に掲げ、様々な施策に取り組んでいます。特に、地域包括ケアシステムの深化・推進は重要であり、高齢者や地域の状況に応じた高齢者への支援や、介護予防などの取組により、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指し様々な施策に取り組んでまいります。

名寄市立大学や名寄市立総合病院との連携による取組としては、これまで、地域包括・地域共生をテーマにした基調講演やパネルディスカッション、「人生100年時代へのはじめの一歩」をテーマとした講演会などをを行い、市民の健康づくりや介護予防に対する意識が高まってきています。

フレイル予防の取組としては、「らくたべけんこう楽食健幸講座」を実施し、参加者から好評を得ているところです。

I C Tによる医療・介護の連携の構築については、名寄市立総合病院を中心となり稼働しています医療連携システムの「ポラリスネットワーク」の医療データを利用しながらシステムの構築を考えています。

今後におきましても、住み慣れたこの地域で末永く健康で暮らし続けられるために、名寄市立大学や名寄市立総合病院と連携しながら各種事業を取り組んでまいります。

(4) 地域医療の充実について

【回答】

上川北部二次医療圏における地域医療構想調整会議の中では、現状の受療動向や将来の人口推計に基づき、それぞれの医療機関や自治体が構想の実現に向けた取組の方向性を示した「地域医療構想推進シート」がまとめられていますが、もともと医療資源の減少が続く中で、現存の医療機関における大きな役割の転換は一部に留まっています。

昨年9月に公表された「再編統合について特に議論が必要」とされた医療機関においても、地域の実情から自立した経営を継続せざるを得ない状況にあるとみており、まずは役割分担を補完しあうための連携の強化が優先課題と考えています。

医療圏の中では、医療従事者が不足し、厳しい運営を強いられている医療機関も多くあり、人材紹介機関を活用するなどして対応しているのが現状です。特に医師や薬剤師・看護師の不足は、受療機会の制限や医療の質の低下にもつながるため大きな課題となっています。

医師を含む働き方改革に対応していくためには、公的な人材派遣のシステムづくりが必要との意見もあります。

名寄東病院の今後のあり方については、当面の診療体制については、名寄東病院において適宜ご検討をいただきおり、運営の方向性については、地域医療構想の協議状況や本市との協議により、役割を含め新名寄市病院事業改革プランの見直しを行っていくことになると考えています。

施設の整備などについては、現状の運営に必要な設備投資は継続して実施しています。老朽化への対応については、運営の方向性が定まらなければ計画に至らないことから、現状ではご報告できる段階にありませんのでご理解をお願いいたします。

3 経済建設行政について

(1) 災害対策について

【回答】

近年では、異常気象による大雨や暴風などが多く発生しており、河川の氾濫や土砂崩れ、倒木などによる水害や大規模な停電など、想像を超えるような被害が発生しています。

昨年の台風第15号では、関東地方南部を中心に猛烈な風と雨になり、記録的な暴風による倒木や土砂崩れなどによる被害が発生しました。

また、台風第19号でも、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測したほか、関東甲信地方や東北地方などを中心に、広い範囲で記録的な大雨となり、全国140カ所で河川堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しました。

幸い本市では、大きな被害は発生しませんでしたが、このような異常気象の中では、本市も例外なく、いつ災害が起きてもおかしくない状況と捉えています。

本市の災害対策としましては、防災訓練や防災セミナー、出前講座などを実施する中から、災害に対する心構えや避難行動の重要性など、自助の力を高めていただくことと、自主防災組織の必要性を認識していただくなど、共助力の向上に向けて、取組を進めているところです。

また、災害への備えといった観点からは、大橋の道路センターや、風連地区の除雪センターなど市内5カ所に製作した小型土嚢を約8,000袋保管しており、家屋への浸水の恐れがある場合などに、速やかに対応できる状況を整えています。また、重機による設置となります、河川の越水防止や決壊箇所の応急補修のための大型土嚢も保管しています。

次に、本市が管理している普通河川においては、雑木や土砂堆積の多い箇所から優先的に対応しており、昨年度は福德川、砾波川、日彰川の3河川において土砂の床さらいを約1キロメートル実施し、本年度においても平和川において、約0.6キロメートルの土砂の床さらいと雑木処理を実施してまいりました。

国の管理する河川については、名寄川、タヨロマ川、天塩川、風連別川の4河川において、約10キロメートルの雑木処理を実施中であると伺っています。また、名寄川沿いの築堤約6キロメートルに舗装工事を実施し、堤防の保護を行っていただいています。

また、北海道の管理する河川については、智恵文川、豊栄川、イオナイ川の3河川、約4キロメートルの雑木処理を実施するとともに、智恵文川と豊栄川の2河川においては、約1キロメートルの土砂の床さらいも実施中であると伺っています。

このように河川の雑木処理や土砂の床さらいなど、災害対策の備えを行うとともに、できるだけ未然防止策を講じることは重要ですが、現場の日常の目視・見回りなどでも確認できない脆弱化の把握が難しいなど、すべての災害を未然に防止することは難しいと考えます。

大雨の後には、現場見回りや地域からの情報提供をいただくなど、維持補修を心掛けながら、被害ある場合には速やかに復旧することとしていますのでご理解願います。

今後も住民の皆様に対して、自助・共助力を高められるような取組を進めるとともに、あらゆる災害にも対応できるような公助の力も向上させながら、危機感を持って防災・減災の取組を進めてまいります。

(2) まちの賑わいと公共施設のあり方について

【回答】

まちの賑わいについては、特に近年、人口減少や少子・高齢化、郊外地区への商業施設の立地などから、ヒトの流れが大きく変わり、中心市街地と言われてきた駅前周辺地区の活気や賑わいが薄れているとのご意見もございます。

この間、本市では、平成30年度から2カ年をかけまして、名寄市都市計画マスタートップラン及び名寄市立地適正化計画の策定を行いました。先の第4回定例会にて、本市における今後20年間のまちづくりの方向性についてご理解いただき、議員皆様に議決いただいたところです。

名寄市立地適正化計画の中では、人口減少が進む中で、厳しい財政状況のもと、持続可能な都市経営を可能にするため、その都市機能や居住機能を高めるとともに、公共施設等総合管理計画などとも連携を図りながら、公共施設の再配置や複合化などに取り組むこととしており、公的な財産を有効活用しコンパクトなまちなか形成を進めています。

賑わいづくりについては、駅前周辺から名寄市立総合病院までの軸は重要幹線と位置付け、今後、計画期間である20年間の中で、ヒトの流れを緩やかに都市機能誘導区域や居住誘導区域へ誘導するため、モニタリング計画に基づき、誘導施策や目標値を設定したことで、これの実現のため、コンパクトなまちづくり、まちなか拠点形成への施策について展開していく予定です。

公共施設の再配置についても、空き地・空き家の有効活用、老朽化した公共施設を効果的に効率よく複合化、公共施設再編による賑わいの拠点形成、民間活力を活かしながら、公共施設とも連動した市民の第3の居場所づくり、サードプレイスの確保により、人の流れを誘導しうるソフト面での施策検討など、ハード・ソフト両面から官民連携を図りながら、まちなかの賑わいや活気について、市民を巻き込んだ議論や検討が必要と考えているところです。

今後につきましても、より本計画に具体性を持たせ、公共施設とも連動した、持続可能で人の活気に溢れる施策の実現に鋭意取組を進めてまいります。

(3) 自然を活かした観光について

【回答】

本市では、名寄市総合計画の観光分野における具体的なアクションプランとして、名寄市観光振興計画を策定し、その目的として「魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となり交流人口の拡大の視点に立ったまちづくりを行う」としており、「施設」「景観」「味覚」「催し物」などの既存資源を、四季に分けて整理し、その価値を磨き上げ交流人口の拡大につなげることとしています。

この整理された既存資源の中に、ひまわり畑や芝桜のほか、「収穫体験」や「冬の寒さ」も含まれており、計画に位置付けられている「戦略事業」の一つ「市民地域資源モニターによる観光受入れ体制の検討」として、市民を対象としたモニターツアーを

実施しており、これまで、名寄市グリーンツーリズム推進協議会にご協力いただいた野菜の収穫体験や、ピヤシリスキーエ場でのスキーやスノーボード以外の雪の魅力を活かした体験メニュー、名寄の寒さと雪質を活かしたスノードーム体験などを実施しています。

とりわけ本市には、雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにすることを目的とした、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」があり、雪や寒さを楽しむ精神は、市民の皆様に共有されているところです。

インバウンド向けの着地型観光を推進する取組としては、冬に市内農家で寒締めほうれん草の収穫、おにぎりづくり、餅つき体験などを商品化しており、海外からのお客様から毎回好評いただいているいます。

また、先月、名寄市グリーンツーリズム推進協議会が、教育旅行を受け入れる農家民宿の可能性を学ぶ学習会を開催しましたが、同協議会では、これまで、農家民宿を行うための営業許可の取得に取り組む農業者への支援や、道外からの高校生を受け入れる農家民宿に取り組んでおり、今後も宿泊を伴う農業体験を受け入れる農業者の拡大に向けて取組を進めているところです。

今後も引き続き、本市の豊かな自然や雪や寒さといった地域資源を活かした観光を推進してまいります。

(4) 公共交通などの維持・改善について

【回答】

公共交通のバス利用に対する助成については、日進ピヤシリ線における日進地区で乗降される方を対象に運賃を無料にする取組を行っているところですが、それ以外のバス路線では利用者に対する助成というものは行っておりません。

しかしながら、赤字となっているバス路線に対しては運行経費から運賃収入や国や北海道からの補助金を差し引いた運行欠損分を補助金という形でバス運行事業者へ毎年度支出しており、路線の維持に努めているところです。

また、名寄線代替バス運営協議会において、「名寄線代替バスの1日乗り放題」や名寄線代替バス路線内における「路線バスフリーパスポート」などといった公共交通の利用促進策に取り組んでおり、これらの取組は協議会の負担金を原資として行われていることから、間接的な形による公共交通機関利用者への助成を行っているところです。

JR利用に対する助成の考え方ですが、宗谷本線の維持・存続のため北海道や宗谷本線活性化推進協議会構成自治体と連携し、JR北海道への支援も実施しているほか、鉄道をさらに利用していただけるよう利便性向上を図るために、特急列車の札幌直通化など、地域の声を届けるなど、引き続き協議していくこととしています。

今後につきましても公共交通の維持・確保に向けて各種取組を進めてまいります。

(5) 持続可能な農業政策について

【回答】

本市においては、もち米の生産を中心として、小麦・大豆などの畑作物やアスパラガス・南瓜など高品質な農作物が生産されるとともに、畜産では酪農を中心として年間を通じて安定生産に取り組まれており、多様な農産物の生産が、本市の大きな特長であり、地域農業の安定にもつながっています。

また、農村部に広がる豊かな農地は地域の美しい景観と市民の安らぎを生み、そこ

から生産される農畜産物は地域に活気を与えるなど、農業・農村が持つ多面的な機能が大いに発揮され、地域を支える原動力となっています。

その一方で、本市においても農業者の高齢化、担い手不足により労働力不足が顕著となっており、人手を多く必要とするアスパラガスや南瓜などの作付は減少傾向にあり、多様な作物の生産を維持することが難しくなるとともに、今後の地域農業を維持していく上の課題となっています。

今後も本市の農業を持続的なものとするためには、限られた労働力の下で効率化・省力化を進めるとともに、新たな担い手の確保や雇用による労働力確保などを組み合わせ、課題への対応と収益の維持・拡大を図る必要があります。

このことから、令和2年度においては、酪農家における哺育・育成作業の負担軽減による搾乳頭数の増加や、優良後継牛の確保による生乳生産の拡大や就農年齢の延長が期待される「哺育・育成センター」の設置に向け、JA道北なよろへの支援に取り組んでまいります。

また、地域農業・農村の持続と発展において不可欠な新規就農者の確保、担い手の育成については、本市の農業・農村の魅力を強く発信していくとともに、関係機関・団体と連携し、専門職員による新規就農者等支援チームによる指導、JA道北なよろと協調した支援の継続、農業青年台湾派遣事業をはじめとする研修機会の提供など、多様な取組を進めるとともに、女性活躍に向けて支援を行ってまいります。

農産物に付加価値を与える6次産業化については、生産者の努力と工夫により、トマトジュースの加工・販売などのほか、昨年、新たに国内最北となるワイナリーが市内弥生地区に誕生し、原料となるブドウ生産から製造・販売までの一貫した取組は、市内外から多くの注目を集めています。

6次産業化の促進に向けては、国の補助事業や市の起業支援制度の活用など、情報提供や相談・支援に取り組むとともに、農業者と商工業者が連携する農商工連携の推進についても、継続してまいります。

令和2年度においても、名寄市農業農村振興計画及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に取り組み、持続可能な農業を目指してまいります。

(6) 名寄市食育推進計画について

【回答】

本市で生産される安全・安心で良質な農畜産物は、その多くが関東を中心とした道外で販売されており、市場からも名寄ブランドとして高い評価を得ています。

一方、市民の皆様が身近に名寄の農畜産物に触れる機会としては、アスパラまつりや産業まつり、地産地消フェアなどのイベントのほか、道の駅や生産者による直売、各スーパーの地元生産者コーナー、個人商店などがあり、季節の野菜をはじめ、地元の農畜産物が扱われています。

今後とも、これら地元農畜産物に触れる機会の情報提供に努めるとともに、その魅力や生産過程のほか、冬野菜や加工品など新たな取組の紹介を通じて、市民への一層の浸透を図ってまいります。

また、本市における食育の推進については、これまで各関係機関や団体がそれぞれライフステージに合わせた取組を進めており、本市が行った平成28年の調査では、「食育に関心のある人」の割合は84.2%で、全国平均の75%を約10%上回る結果となりました。

平成30年度を初年度とする現在の「第3次名寄市食育推進計画」では、「実践から拡大」をテーマとして、「学校給食における道産食材の活用率」、「名寄産の食材を使用

するよう心掛けている人を増やす」をはじめ、全7項目の数値目標を掲げ、その達成に向けて、行政と民間がそれぞれの役割のもとに取組を進めるとともに、名寄市食育推進協議会などを通じて、情報交換や連携など図っているところです。

なお、この第3次名寄市食育推進計画は、令和2年度が5年計画の中間年であることから、目標達成に向けた取組状況について検証を行うこととしており、その結果を踏まえ、さらに地域特性を活かした名寄らしい食育の推進を図ってまいります。

4 名寄市立大学の今後の課題について

(1) 旭川大学の影響について

(2) 少子化対策について

【回答】

小項目(1)と(2)は、学生確保の観点から関連しますので一括してお答えします。

旭川市長は2月6日の旭川市の令和2年度予算案発表の中で、現在の旭川大学を2022年4月に公立大学として開学する考えを示しました。また、併せて、準備費用130万円を令和2年度予算に計上したこと、旭川大学の公立化を先行し、新学部の「地域創造デザイン学部」は2024年4月に開設する方針を明らかにしました。

現在の旭川大学及び短期大学部の学科構成は本学と類似しており、その公立化は、18歳人口の減少で学生確保が年々難しくなる中、旭川市の有利な都市環境の条件を踏まえると、名寄市立大学への影響は多大なものがあると危惧しています。

この旭川大学公立化への対応について、まずは学内において検討を進めるよう、指示したところですが、現状としては、名寄市立大学の強みである教育力のさらなる向上が最も重要であり、学生確保につながるものと考えています。

名寄市立大学の現状の教育力を表す指標である看護師・保健師・社会福祉士などの国家試験合格率は、ほぼ全国の新卒合格率を上回っているほか、退学者は少なく、就職では、ほとんどの卒業生が正規職員として採用されています。

これらは、名寄市立大学の学生が、4年間の学修で入学時に目指した資格をしっかりと取得し、卒業後は様々な企業、団体に正規職員として就職する中で、ケアの専門職として社会に貢献していることを示しています。

今後もこのことを維持・向上できるよう、「学生ファースト」を全教職員で共有し、教育力のさらなる向上に努めるとともに、計画的な教育研究環境の整備や独自の給付型奨学金、海外語学研修などへの助成、加えて、令和2年度予算では、一般入試前期日程の入試会場に東北地方の志願者数の維持・拡大を図るため、仙台会場を設置することや実習経費に係る助成制度の拡大を計上しています。

これらの様々な取組や支援策など名寄市立大学の特色をオープンキャンパスや進学相談会、高校訪問などあらゆる機会を通じて、高校生やその保護者、さらには高等学校の先生方にしっかりとPRしながら学生確保に努めてまいります。

(3) 名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）の検証について

【回答】

名寄市立大学は、今後10年間における大学運営の指針として名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）を策定し、同時に、2017年度から本年度までの3年間の実施項目を示した前期実施計画を定めました。

本年度で終了する前期実施計画の検証についてですが、第1の「教育」から第8の「質保証と本構想の検証」までの8分野において、大項目ごとに「成果」、「課題」、「将

来に向けた方策」の3つの項目により、学内に設置した内部質保証推進委員会において、それぞれ点検・評価を行いました。

前期期間における「成果」の主な内容についてお答えします。

まず、「教育」の分野では、教職再課程認定への対応で、高校の公民及び福祉と特別支援学校教諭の免許取得ができるカリキュラムを編成したことや教員編成方針策定により計画的な教員採用の体制を整備しました。

次に、「研究」の分野では、学内に科研費など外部研究資金獲得に対する個別のサポート体制を整備し、結果として採択件数が増加したことやコミュニティケア教育研究センターを中心に、地域課題を対象とした調査研究を進めました。

「教育研究環境の整備」の分野では、空調設備やトイレの洋式化など年次計画で大学施設の整備を進めました。

「学生支援」の分野では、独自の給付型奨学金制度の創設や地元定着化推進事業など学生への支援制度を充実しました。

「社会連携・社会貢献」の分野では、コミュニティケア教育研究センターを橋渡し拠点として、実習施設などとの連携により各種セミナーや養成研修、更新講習など様々なケア専門職の継続教育の機会充実を図りました。

「国際交流・国内交流」の分野では、保健福祉系の公立大学で大学の規模や学科構成が類似している岡山県の新見公立大学と学術交流協定を締結し、教員や学生の交流、教育・研究の共同実施などを行う体制を整備しました。

「管理運営と情報公開」の分野では、大学予算の特別会計化を実施し、収支のわかりやすさや透明性の確保を進めました。

「質保証と本構想の検証」の分野では、大学認証評価の受審や参与会機能の充実など外部評価の基盤整備を進めました。

以上、前期期間の成果を分野ごとにお答えしましたが、それぞれの分野で掲げた「課題」や「将来に向けた方策」の項目を含めて全教職員で共有する中で、新しい学長のもと、旭川大学の公立化など外部要因の変化を踏まえながら、新年度に2020年度から3年間の中期実施計画を策定してまいります。

5 教育行政について

(1) EN-RAYホールを中心とする文化振興について

【回答】

平成27年5月に「名寄市民文化センターEN-RAYホール」が開館して以降、著名なアーティストや演奏家の公演、全道規模の大会・集会などが行われてきたほか、市民劇をはじめとする市民手作りの事業も行われ、市民の皆様からの要望に応えつつ、多くの皆様にホールに足を運んでいただける機会の創出に努めてきました。その中で、ホールでの鑑賞のみならず、一人でも多くの市民の皆様に舞台に上がっていただく取組も行ってまいりました。

また、普段ホールに足を運ぶことが難しい方々に対しては、学校や福祉団体などを連携し、文化芸術に対する関心を高めたり、気軽に触れることができるよう、来名したアーティストなどによるアウトリーチを行ってきました。

なお、これまでの大きな成果の一つは、ホール開館以降、市民自らが実行委員会などを立ち上げ、名寄市文化芸術振興助成金を活用しながら事業を実施し、市民の主体的な文化芸術活動が推進されているところです。

今後とも、本市の文化芸術の拠点であるEN-RAYホールなどを活用し、市民が主体となった文化芸術活動が行われるよう支援を行うとともに、多くの皆様に来場し

ていただけるよう、質の高い音楽や演劇など、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

(2) 天文台10周年記念行事について

【回答】

天文台は、この4月で開台10年を迎えます。これを記念し、より広く天文台をアピールする象徴として、昨年11月より天文台のシンボルマークを募集していました。

1月末の締め切りまでに372点の応募があり、現在、天文台関係者や著名な映像作家の方などに選考をしていただいており、4月に予定している講演会の前段に発表することとしています。

天文台は、国立天文台石垣島天文台と協定を結んでおり、この石垣島天文台を所管する国立天文台水沢VLBI観測所所長の本間希樹所長を招いての講演会を予定しています。本間所長をトップとする日本の研究者グループは、世界中の研究者とともに、昨年、史上初のブラックホールの撮影に成功し、本間所長はテレビや雑誌で取り上げられていることから、市内のみならず全道から講演会に参加していただけるものと期待しています。

一方、天文台の礎となっている故木原秀雄氏の功績を残す観点から、木原氏についての小冊子を作成する予定であり、現在、ご家族の方や関係者などにご寄稿いただき、まとめているところです。発刊にあたっては、多くの方に見ていただけるよう、内容を工夫していきたいと考えています。

また、名寄産業高等学校の生徒に旧木原天文台の模型を作成していただいている、完成後に天文台に展示する予定となっています。

(3) 北国博物館の利用促進について

【回答】

北国博物館では、地域に関する歴史、文化、自然など多岐にわたる資料の収集、調査、研究など博物館活動を実践していく中で、名寄の歴史や自然について広く市民に伝え、郷土学習の拠点施設となるよう各種普及事業を展開しています。利用促進の柱としては、年間10本程の特別展、企画展を開催しており、地域特性やその時のタイムリー性などを踏まえたものや、周年記念などのメモリアル的なテーマに基づいたものを企画・開催し、展示内容の理解をより深めていただくため、関連事業として講演会や講座、講習会などを合わせて実施しています。児童対象事業としては、「小さな自然観察クラブ」を年間7回開催しているほか、夏冬の長期休業期間中に自然体験や各種体験講座を開催しているところです。

博物館利用促進の手段として常設展示室の全面リニューアルも選択肢として考えられますが、多額な予算を伴うことから難しく、現実的には、市民や協力団体との協働、道内博物館や研究機関などとの連携を図り、博物館活動を充実させ、利用促進を図っていきたいと考えています。

(4) 学校給食について

【回答】

学校における食育の推進については、平成20年4月に栄養教諭制度を導入し、国の栄養教諭配置基準により2人配置しています。学校給食センターの近隣校である名寄小学校に1人、風連地区では風連中央小学校に1人が在籍し、市内全小中学校を指

導対象とし、在籍校から各校へ派遣し食に関する指導を推進しています。

栄養教諭による食育の授業では、各校の食育についての要望を踏まえたうえで、子どもたちの発達段階に応じた食に関する指導を行っており、在籍校で各学年2回、派遣校では各学年1回の食育授業を実施しています。授業内容としては、栄養に関する学習を中心としながら、箸の使い方や食器の並べ方などのマナーや正しい手洗いの方法を学習するほか、地産地消についても学び、地域の産業や農産物についての理解を深める取組を行っています。

現在、多様化した食生活の中で、家庭での食育が十分に行えない状況があることから、給食だより「いただきたいむ」の中で、季節ごとの食習慣や地場産食材の紹介など、児童生徒だけでなく保護者が共に理解を深める取組を充実し、日常の生活で望ましい食習慣を実践していくよう努めているところです。

次に、給食費についてですが、学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに人件費など学校給食の運営に必要な経費は、学校の設置者である本市の負担となっており、食材に係る経費は保護者負担と決められています。

本市では、学校給食費を学校給食会による私会計で運営しており、保護者から給食費を徴収し給食に必要な食材の購入に充てています。

学校給食費については、平成27年度に値上げ後、5年間据え置いてまいりましたが、令和2年4月より平均3.5%の値上げを実施するところであり、一食あたりの単価は小学校低学年で261円、中学年で263円、高学年で265円、中学生は308円となる予定です。

学校給食費の積算ですが、給食は主食、主菜、副菜、汁もの、牛乳で構成されており、食材価格は主食米や調味料など年間で契約しているもの、市場の需給状況により価格が上下する野菜や肉類など、毎月の入札により決定するものなど食材により様々です。牛乳については、国からの補助金があるため市販価格の半額程度で供給されています。食材、調味料などの種類は膨大なものとなるため一つひとつの食材価格や必要量を計算し、一人あたりの価格を算出することは困難であることから、学年別に一人あたりの平均的な献立を作成し、カロリー量などにより栄養計算ソフトで算出したものに直近5カ年の価格の推移や市場動向などを勘案し、決定したものとなっています。

今後も安全・安心な地場産物の積極的な使用や新メニューの開発、アンケートによる人気献立の提供をする「アンコール献立」など、栄養価を満たしながら子どもたちが喜ぶ、おいしい給食の提供に努めてまいります。

(5) 名寄市の課題と目指すべき姿について

【回答】

学校施設の老朽化と耐震化への対応として、平成27年度に名寄南小学校の校舎・屋内運動場の改築、名寄西小学校の校舎の増築、平成28年度には名寄東小学校校舎の大規模改修、また本年度には、風連中央小学校の校舎・屋内運動場の改築などを含め、全体工事が完了します。

さらに令和2年度は、智恵文小学校の移設・改築事業に着手することから、市内小学校の施設整備は、一定の目途が立ったものと考えています。

また、少子化の影響による児童生徒数や学校数の推移については、昭和60年では、小学校は12校で118学級、児童数3,851人、中学校では5校で49学級、生徒数1,830人だったものが、平成29年4月末現在では、小学校は8校で55学級、児童数1,301

人、中学校では4校で23学級、生徒数675人と、児童生徒数では、昭和60年に比べ約35%まで減少しています。このような児童生徒数の推移により、近年では名寄市街地区での再編により豊西小学校が、また農村部の小中学校が閉校になってきています。また既存の学校でも小規模化が進んできているところです。

今後における課題としては、名寄市街地区の2中学校の整備方針をどのように計画していくのか、また現行耐震基準により建築された学校施設についても、建築経過年数を考慮した学校施設評価の取組を通じて、改善方策を明確にしながら整備を行います。

少子化への対応としては、名寄市立小中学校適正配置計画に示されているとおり、人口規模に応じた学校の適正配置を進め、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団の中での成長を促したり、教職員の指導体制を充実させるなど、教育水準の維持向上に努めていきたいと考えています。

一般質問

山崎 真由美 議員

1 感染症に対する対応策について

(1) 新型コロナウイルス及びインフルエンザの発生状況について

【回答】

例年、12月から2月頃にかけてはインフルエンザの感染者が増加し、名寄保健所管内においてもインフルエンザ警報が発出され、学級閉鎖や学校閉鎖などの措置が取られます。今シーズンにおきましては、昨年12月25日に名寄保健所管内に警報が発出されてから約1か月で警報が解除されたことから、例年に比べ感染者が少なく推移したと考えられます。直近のインフルエンザの感染者数は、2月24日から3月1日の間で、小児科10人、内科7人という状況です。

一方、中華人民共和国武漢市から流行が始まったといわれる新型コロナウイルス感染症については、1月28日に北海道内で初の感染者が発生し、2月中旬からは連日、道内各地での感染者が報告されています。

3月6日現在、名寄保健所管内においての新型コロナウイルス感染症の発生については0件、名寄保健所への相談件数については234件とお聞きしています。

(2) 新型コロナウイルスに対する予防策について

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、その名のとおり新型のウイルスであり、現時点では、ワクチンや特効薬、効果的な治療法が確立されておらず、いわゆる一般的な感染症予防策である手洗い及び咳エチケットなどの勧行を周知してきました。

また、北海道の緊急事態宣言を受けて、3月4日から19日まで、公共施設を臨時休館としました。そのほか、小中学校、放課後児童クラブ、保育所などにおいて、感染予防の対策を行っています。

北海道内の感染者が増加し、上川管内での感染者が確認された2月25日に名寄市感染症危機管理対策本部設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する対策本部を立ち上げ、市内での感染拡大防止の観点から、本市及び教育委員会が主催・共催及び実行委員会の事務局を担うイベント及び会議を中止または延期するという対

応方針を作成しました。

医療従事者に対する配慮については、国からの通知に基づき、各医療機関に必要な予防対策をしていただくよう情報提供に努めています。

(3) 新型コロナウイルス感染が確認された場合の回復までの対応について

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、特効薬や治療法が確立されておらず、また、指定感染症ということから、感染拡大防止のため、感染者の対応は北海道において行うこととされています。

受診の相談から検査を経て陽性となった場合の情報公開などにつきましても、一括して北海道が行いますので、本市では個人情報に配慮し、本人の同意を得た上で感染拡大防止と市民の不安を払拭できる最低限の情報公開を行うことになりますので、北海道との連携を密にし、速やかに正確な情報がお伝えできるように対応してまいります。

市内で感染者が発生した場合には、感染拡大防止のための市民周知については、本市が主となって行うこととなりますので、広報誌やホームページの活用はもちろん、地元FMラジオや広報車など可能な限りの情報伝達手段を用いて情報提供を行ってまいります。

また、北海道からの指示を受けながら消毒作業など、必要な対応をしてまいります。

2 情報通信基盤の整備について

(1) 高速通信環境の全市的整備について

【回答】

本市における光回線などの超高速ブロードバンド基盤の整備状況としては、農村部や山間部などにおいては光回線が整備されていない地区があります。現在の取組としては、整備がされていない地区から要望があった場合に、地区的代表者の方に光回線が整備された際の加入予定世帯数と住宅配置図を本市に提出いただき、本市から通信事業者に対して整備の要望とともに書類の提出を行っています。通信事業者側では、回線の延長に必要となる事業費と加入世帯数による収入などから採算性を考慮し、光回線の延長工事の可否について回答をいただいているところです。

今般のご質問は通信事業者側で整備ができないとされた地区について、本市で整備を行うことができないかということですが、未整備地区全てへの延長工事となりますと国の補助金などを活用したとしても莫大な費用が必要となりますので、公共インフラと同様の形で整備を進めることは難しいと考えています。

しかしながら、5G通信の商用稼働が開始されるなど、ICTは急速に発展ってきており、国においても情報通信基盤の整備を推進していることから、未整備地区における要望内容や整備後の維持管理を含め、費用対効果が少しでも高くなる方法の精査を進めるとともに、有利に活用できる補助金などがないか今後も注視してまいります。

(2) G I G Aスクール構想に沿った取り組みについて

【回答】

新学習指導要領では、情報活用能力を養う学習の基盤となる資質・能力を育成することができるよう、教育課程の編成を図るものとしており、各学校においてコンピ

ュータや情報通信ネットワークなど、情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。また小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において積極的に I C T を活用することが示されました。そのために必要となる教育の I C T 化に向け、平成 30 年度から令和 4 年度の環境整備 5 か年計画が示されました。

のことから、本市では、情報機器の整備を計画的に進めるため、学校教育情報化推進委員会において、児童生徒や指導者用コンピュータ、大型提示装置、校内無線 L A N や校務支援システムの導入などについて検討を進めており、国から昨年 12 月に「G I G A スクール構想」が示されたところです。

国が示す「G I G A スクール構想」の実現に向けた考え方として、Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育における I C T を基盤とした先端技術などの効果的な活用が求められる一方で、学校での I C T 環境の整備は遅れており、また自治体間の格差も大きいこと、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律での I C T 環境の整備が急務とされており、校内通信ネットワークの整備及び児童生徒への 1 人 1 台端末の整備のための補助を行うことが 12 月 13 日に閣議決定されました。

その中で、国が提示した実現ロードマップにおいては、校内通信ネットワークを令和 2 年度に整備し、1 人 1 台端末は令和 5 年度までに整備、並行してクラウド方式の活用推進、I C T 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及や P D C A サイクルの徹底などを進めることで、子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させています。

本市では、国の方針に沿って、1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することとしています。

令和 2 年度には、全ての学校で無線 L A N が利用できる環境を整備し、さらに小学 5・6 年生、中学 1 年生の 3 分の 2 の端末を国の補助によって整備していきます。

令和 3~5 年度については、国のロードマップに沿って、令和 3 年度に中学 2 年生・3 年生分の 3 分の 2 を令和 4 年度に小学 3 年生・4 年生の 3 分の 2 を令和 5 年度に小学 1 年生・2 年生の 3 分の 2 を、それぞれ国の補助により整備する予定です。

また、残りの 3 分の 1 については、もともと地方財政措置がされているという理由から、本市が整備をすることになりますので、令和 5 年度末には児童生徒が 1 人 1 台の端末を持って教育が受けられるよう、計画的に整備を進めています。

3 緑の基本計画について

(1) 緑地の保全や緑化の推進状況及び樹木の管理状況について

【回答】

本市のまちづくりの方向性を示す名寄市都市計画マスタープランについては、昨年 12 月の第 4 回定例会において議決をいただき施行予定で進めているところであり、その基本理念の中で、「緑豊かな景観を持つやさしく安心で住みよい市街地形成を図ること」と位置付けられています。

現在の緑地の保全や緑化の推進状況については、この間、緑と花で潤いある都市環境を持続するため、大通や東 8 号通などにある植樹帯や街路樹、南 4 丁目フラワーロードをはじめ、天塩川緑地や浅江島公園などへの花壇整備など、町内会や委託業者との協働のもと、緑化保全を進めています。

また、市内に数多くある樹木については、緑による潤いある生活環境の向上を目的とし、街路整備とともに植樹した街路樹をはじめ、公園や各施設の整備時に植樹した樹木、寄贈された樹木など、市民の心を癒し、安心して生活できる基盤の一つとなっ

ています。

街路樹の管理については、歩道部を枝が覆っていたり、街路整備後の経過年数によつては老木となつてゐる樹木があることから、路線ごとに3~4年に1度の周期で、道路センター職員や委託業者により、剪定や枝払いなどの維持管理をしています。

公園の樹木については、強風や雪の重みによる倒木をはじめ、枯れた樹木や幹が折れていますなど、安全面において危険と確認された樹木について伐採しているところです。

今後においても、市街地の潤いと安らぎをもたらす緑を維持していくため、街路樹などの適正管理や緑化、都市公園における憩いの場の提供など、緑豊かで魅力あるまちなみ形成の推進に努めてまいります。

(2) 名寄市緑の基本計画策定について

【回答】

緑の基本計画は、市町村が主体となり緑地の保全及び緑化の推進のための目標、施策の方針などを定める計画であり、自然環境・社会・経済へ横断的な役割を果たすものとして、国土交通省発表データでは2016年末時点では全国692市町村、道内では46の自治体で策定をしています。

近年、緑の必要性については、低炭素・資源循環型のまちづくりに役立つだけではなく、生活にゆとりや安らぎを与え、住環境の質の向上や、地域コミュニティ機能の維持など、豊かな生活を実現する効果があるものと考えているところです。

本市においては、緑の基本計画は未策定ですが、まちづくりの概念や方針を示す名寄市都市計画マスターplan及び名寄市立地適正化計画の中で、地域コミュニティや豊かな自然環境を考慮した生活環境の維持に取り組むこととしていることから、これらの考え方を基本姿勢としながら、潤いある社会づくりに向け、公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理に努め、緑に関する施策、事業について計画的に実施してまいります。

また、今後は緑豊かで魅力ある街並み形成に対し、本市として緑の基本計画の必要性あるいはどのように活用できるかなど、関係各位と情報交換させていただきながら、策定に向けた調査・研究をしてまいります。

遠藤 隆男 議員

1 農業振興について

(1) 本年度の地域農業を総括して

【回答】

本年度の農作業については、春の融雪は平年並みで、播種・移植作業は順調に進みました。しかし、作柄については、6月の干ばつと8月の長雨の影響を受け、作物によって収穫量や品質の低下がみられました。

主な作物の出荷状況では、もち米については反収が9.4俵と平年を上回る収穫となりました。

畑作物では、干ばつの影響により大豆の一部で廃耕せざるをえない状況になるなど、小麦・大豆の反収は平年をやや下回りました。

青果物についても干ばつの影響を受けて、グリーンアスパラガス・スイートコーンでは、販売単価の高い規格物が少ない状況となり、南瓜では反収は平年並み、馬鈴薯

ではやや少ない状況となりました。また、冬季野菜として注目されている寒締めホウレンソウは平年並みとなっています。

畜産については、干ばつの影響により牧草が収穫量の減少と品質低下となりましたが、乳量については、前年度実績を上回る生産量となり、乳価、個体販売ともに安定し、順調に推移しています。

本年度は、不安定な気象条件の下、作物により収穫量や品質などに差が出る結果となりましたが、全体としては農業被害も少なく、JA道北なよろにおいては、本年度の販売計画に達成する見込みと伺っており、本市農業にとってますますの1年であったと受け止めているところです。

また、不安定な気候は年明け後も続き3月1日時点の降雪は531cmで、平年713cmの7割程度で、積雪量は53cmで、平年87cmの6割程度となっており、今後水稻に必要な水量の確保が心配されるところですが、現在、市内の農業用ダムで必要水量の確保が難しいと予想されるダムについては、貯水開始時期を前倒して、必要な水量の確保に向けて対応を進めています。

(2) 外国人技能実習生について

【回答】

農業者の高齢化や後継者不足などにより労働力不足が課題となる中、本市においてはJA道北なよろが監理団体となり、外国人技能実習生を受け入れ、農業生産を通じた技能移転の取組が進められています。一方、特に人手を必要とする畑作物の生産においては、労働力としても重要な役割を果たしており、実習生・受入農業者双方に大きなメリットとなっています。

現在、中華人民共和国からの入国に関しては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を受け、中国湖北省及び浙江省に滞在歴または同省で発行された旅券を所持する外国人について、日本への上陸拒否の対象となっていますが、本市に入国予定の技能実習生については、この対象となる省から離れた地域の方となり、現時点で特に制限を受けることはありません。さらに、3月9日からは、中国から来航するすべての方について、入国後14日間宿泊施設等で待機し経過を見る期間が設けられています。

技能実習生の受入れについては、現在JA道北なよろにおいて手続き中ですが、中国国内の手続きに時間を要しており、当初の入国予定より遅れる可能性はあるものの、受入に向けて手続きを進めていると報告を受けています。

受入を予定する技能実習生の健康管理では、出国までは現地の送り出し機関により健康状態を確認するとともに、入国時には検疫による健康状態に関する質問や、発熱などの症状の確認により必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行うことになっており、これまで健康上の問題は生じていません。

また、入国後の対応については、現在、JA道北なよろにおいて指導機関や関係団体に相談するなど、技能実習生及び受入地域における安全・安心の確保に向けて、対応・協議を急いでいるところであります。本市としても、今後の動向や対応などを注視しながら、必要な検討をしてまいります。

(3) 新規就農者の現状及び今後の推移について

【回答】

本市における新規就農者確保の取組としましては、「地域おこし協力隊農業支援員」を募集し、地域の農業者にご協力いただきながら3年間の農業研修・地域活動を経て、

新規就農を目指すものが主となっています。

この間の実績については、平成 25 年度に初めてとなる農業支援員 2 人を委嘱して以来、平成 26 年度 2 人、平成 29 年度 1 人、平成 30 年度 1 人と現在まで 6 人を委嘱し農業研修などを行っています。

そのうち 2 人が、平成 29 年度より新規就農者として市内で営農に励んでいるほか、1 人は起業による定住、そして本年 3 年目を迎える農業支援員 1 人が、就農に向か、この春から農業振興センターにおいてリハーサル農業に取り組みます。

また、募集方法については、ホームページなどによる広告宣伝に加え、北海道農業公社が主催する「北海道新規就農フェア」への出展を中心に、道内外で募集活動を行っているほか、平成 29 年度からは、新規就農のきっかけづくりとして、本市の農業や生活環境などを知っていただくため、2 泊 3 日を基本に本市に滞在しながら農業を体験する「農業体験実習事業」を実施しています。

本年度の実績としましては、新規就農フェアでの相談者、移住担当や北海道農業公社からの紹介などで、道外より 5 組が本市に滞在し、名寄での生活や農業を実際にイメージしていただいたところです。

また、農家子弟の U ターンや新規学卒者などによる就農は、近年、一定数確保されており、平成 26 から平成 30 年度までの過去 5 年間で 41 人、本年度にはさらに 8 人が就農しています。

新規参入、農家子弟などの新規就農者の確保については、地域農業・農村の持続と発展において不可欠な課題であるため、引き続き、関係機関や団体をはじめ、農業者の皆様とも連携・協力しながら、本市農業・農村の魅力発信や新規就農者への支援体制の強化に取り組んでまいります。

(4) 農業振興センターの役割及び新年度の実証試験について

【回答】

農業振興センターについては、本市農業の特色である多様な作物づくりを支えるため、JA 道北なよろと協働で、必要な栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置付け運営しており、実証展示圃における試験栽培、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取組んでいます。

また、ここ数年の極端な気象条件への対応や、労働力不足を補う省力化、ICT を活用した先進技術の活用など、課題解消に向けて様々な技術が出てくる中で、これらの新たな技術の検証を農業者に代わって取り組み、効率的に地域に適した栽培技術として確立し、普及することが重要と考えています。

令和 2 年度の主な実証試験では、①グリーンアスパラガス・南瓜・大豆における、収益性や栽培管理などの観点による品種の比較試験、②新たな資材における生育、コスト及び作業労力の負担軽減などの効果測定試験、③水稻における省力化技術の地域適正を見極める栽培試験、④人工衛星を用いた生育状況調査の活用方法の検討などを計画しています。

また、産地化を目指すカノコソウの安定生産を図るため、優良種苗の確保に向けた組織培養試験に取り組みます。

今後とも、栽培技術の向上などに向けて、農業振興センターを核に関係機関・団体と連携しながら、必要な試験・研究に取り組むとともに、生産者への的確な情報提供に努めてまいります。

2 名寄駐屯地の今後について

(1) 名寄市における名寄駐屯地の役割について

【回答】

陸上自衛隊名寄駐屯地は昭和 28 年に創立されて以来、我が国の北方防衛の重点拠点として、また、国内でも精銳部隊として基盤的な防衛体制の整備がなされてきました。

これまでの支援活動としましては、イラク復興支援活動をはじめ、東日本大震災においては第一陣として最大規模となる災害派遣を行い被災地での支援活動にあたってこられました。また、一昨年 9 月に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震においても大規模な災害派遣を行い、被災地での支援活動を含めた幅広い活動は、被災住民のみならず、国民や国際社会からも極めて高い評価を受けたところです。

現在、名寄駐屯地には、第 3 普通科連隊、第 4 高射特科群など 14 個の単位部隊が所在し、隊員数は千数百人と伺っています。

隊員の方々には、自治体の要請に応えての災害派遣活動はもとより、雪質日本一フェスティバルの大雪像の制作、各種スポーツ大会をはじめとする各種イベントなどの支援、名寄駐屯地音楽隊や名寄朔北太鼓による演奏、町内会活動、さらに、昨年 12 月からは青少年健全育成とスポーツ振興のために、名寄駐屯地レクリエーションセンターを開設していただくなど、文化やスポーツ、地域活動のほか様々な分野で深く関わりをいただき、本市のまちづくりに多大なる貢献をいただいているところです。

また、名寄駐屯地による経済効果などについては、本市へは、隊員の所得税など公租公課のほか、国有提供施設等所有市町村助成交付金や防衛施設周辺整備事業補助金があり、本市の大きな財源となっています。さらに、市内経済においては、隊員とその家族による消費経済活動、部隊の活動に係る資材や物資などの購入、関連する施設整備工事などがあり、多大な影響・経済効果が与えられているところです。

(2) 名寄駐屯地の充実等を求める要望について

【回答】

名寄駐屯地の増強等を求める要望については、陸上自衛隊名寄駐屯地の隊員確保と名寄駐屯地の増強促進を図り、併せて名寄地域市町村の振興発展に寄与することを目的に設立された「陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会」により、道内選出などの国会議員、防衛省、財務省、陸上幕僚監部、北部方面総監部、第 2 師団及び名寄駐屯地へ要望が行われており、名寄駐屯地の人員の更なる充実と再編強化、女性自衛官の増員、名寄駐屯地隊舎等の増改築、自衛隊官舎の無料化拡大、退職自衛官の再就職支援について要望されているところです。

今後も、本市の地域経済や地域の安全を守るために、陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会を中心に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や関係市町村と連携を図りながら、引き続き要望してまいります。

五十嵐 千絵 議員

1 人口減少の取り組みについて

(1) 出生率及び出生数の近況と多様化する価値観を踏まえた取り組みについて

【回答】

全国、全道との比較可能な直近の統計では、人口 1,000 人に対する出生数の割合である出生率は平成 28 年度で全国 7.8、全道 6.6 に対し、本市は 7.2 となっており、全国よりは低いものの全道よりは高くなっています。また、1人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す合計特殊出生率は、全国 1.44、全道 1.29 に対し、本市は 1.52（平成 25 年から平成 29 年人口動態保健所・市区町村別統計）となっており、全国、全道より高くなっています。

しかし、本市の平成 30 年度出生数は 219 人（市民課調べ 4 月～3 月）でしたが、本年度は 180 人程度まで減少する見込みであり、出生数の減少に歯止めをかけることはかなり難しい状況になってきています。

本市においては、第 1 期名寄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ここで育つてよかったです、ここで育ててよかったですといえるまちを目指して、家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが相互に連携、協力を図りながら、子育てしやすい環境づくりの推進に努めています。

安心して子どもを生み育ててもらうためには、子どもを望む方への経済的な負担や育児不安を軽減する支援策が必要と考えており、令和 2 年度からの第 2 期名寄市子ども・子育て支援事業計画策定において支援策の充実を図ることとしています。

昨年 4 月からは家庭児童相談員に加え、新たに子ども家庭支援員を配置して、子どもとその家庭を対象とした必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を開始しているほか、保健センターでは特定不妊治療費助成事業や妊娠婦健康診査及び産後ケア事業など、特に妊娠・出産に係る支援強化を図ってきています。

さらに本年 3 月からは、母子保健コーディネーターである保健師が子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充に努めています。

（2）地域を支える各団体の担い手不足の現状と課題について

【回答】

我が国では、少子高齢化が急速に進展したことにより、平成 20 年をピークに総人口が減少に転じておらず、本市においても、少子高齢化の進展、出生数の低下及び市外への転出者数の増加が一層進んでおり、人口減少の加速化がさらに危惧されているところです。

このような状況の中、町内会、消防団及び P T A などをはじめとする地域を支える各団体は、担い手不足によりその活動に支障をきたしている現状があることから、本市としましては、それぞれの課題に応じた支援を行っているところです。

主な団体の現状とその支援策については、町内会の現状としましては、加入率は年々減少傾向にあり、令和元年度では 12,672 世帯のうち、加入世帯 9,579 世帯で加入率 75.59% となっています。

また、役員や町内会活動への参加者の固定化などの課題もあることから、広報誌や転入者に対する市役所窓口での啓発、アパート・マンション入居者向け加入促進チラシ作成などにより町内会加入促進の支援を行っています。

さらに、町内会活動を支援するため、「町内会自治活動交付金」や町内会館の整備を支援する「町内会館建設費等補助金」などの財政的支援のほか、町内会の連合組織である名寄市町内会連合会に対しても、財政的支援に加え、人的支援として総務部企画課にて事務局を担うなど、町内会活動の推進に対する積極的な支援に努めているところです。

次に、消防団の現状としましては、令和2年2月現在、名寄消防団で定数130人中実員数119人、充足率91.5%、風連消防団で定数67人中実員数64人、充足率95.5%となっています。しかしながら人口減少と高齢化を受け、定年退団後、新たな団員の確保に苦慮しているところであり、各広報誌やイベント機会を活用しての団員募集活動などを行っています。

P T Aの活動については、7校の小学校と4校の中学校にそれぞれ組織されており、保護者や教師の立場から、日ごろより地域のより良い教育環境の充実や児童生徒の健全な発達に向け、取り組んでいただいているが、児童生徒の減少に伴い保護者の人数も減少傾向であり、役員などを担っていただける人材確保も徐々に難しくなっているのが現状です。

のことから教育委員会では、現在全校に導入したコミュニティ・スクールを核に、学校と家庭・地域がともに協働して、組織的に課題に対応していくための検討を進めているところです。

2 安心して暮らすための防犯対策について

(1) 犯罪被害の現状と防止策について

【回答】

全国的に子どもや女性への声掛けや、不審者の出没など、重大な犯罪に発展しかねない前兆事案が発生しており、本市においても同様の事案が発生しています。

北海道警察公表の資料によると、全道での子どもに対する事案は上下校の時間帯、女性に対する事案は夕方から夜間にかけてが多く、道路上での発生が多い傾向が見られます。

名寄警察署管内における声掛けを含む不審者は平成30年が24件、昨年は13件発生しており、その多くは声掛け事案となっています。毎年2割ほどの犯人が特定されているところです。

また、同管内における刑法犯は平成30年が78件、昨年は66件認知されており、その多くは窃盗犯による事案となっています。平成30年は約8割、昨年は約6割の刑法犯が検挙に至っています。

本市としましては、名寄警察署から不審者情報が発出された際は、全庁的に情報を共有し、青色回転灯装着車による防犯啓発活動を行うとともに、名寄市メール情報配信サービスを活用し、市民への注意喚起を行っています。

(2) 市内防犯カメラの設置状況と今後の設置計画について

【回答】

防犯カメラについては、犯罪が発生した状況の確認のほか、防犯カメラを設置することによって、犯罪抑止効果が認められるなど、公共施設だけでなく、金融機関や商店など各事業所において広く設置が行われています。

防犯カメラは、道路や公園などにおける子どもや女性・高齢者の犯罪被害の防止策として有効であると思われますが、犯罪の発生場所が不確定なため、発生する可能性のある場所に設置しようとした場合、相当な数を設置する必要があり、設置・運用には多額のコストを要することが想定されます。

地域の安全安心は市民共通の願いであり、本市としましては、防犯協会連合会と連携した街頭啓発や、「名寄市安全安心地域づくり推進協議会」や「安全安心円卓会議」の開催など、関係機関や団体と連携しながらその確保に取り組んでいるところです。

今後においても、関係機関などと連携して市民の安全安心確保の取組を進めてまいります。

(3) 学校における防犯教育の現状と推進について

【回答】

学校安全は、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようになりますことをねらいとして、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域で構成されています。とりわけ「生活安全」では、防犯を含む、生活一般の安全に関するこの指導を行っています。

近年、スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などが問題となっており、情報モラルについての指導が一層重要となっています。

そのため、各学校においては、道教委が保護者・教職員向けの啓発資料として毎月発行しているリーフレットを活用して、ネットトラブルなどの危険性や情報モラルについての授業における指導はもとより、研修会や講演会を実施するなど、家庭・地域と連携した指導の充実に努めています。

具体的には、小学校では、総合的な学習の時間において、インターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間において、ネットトラブルなどの危険について指導しています。

中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において、著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導を行っています。

青少年センターでは、昨年11月に、子どもたちが安全安心にインターネットを利用できる環境について、家庭・学校・地域で考えあうことをテーマとした「青少年健全育成研修会」を開催しています。また、名寄警察署や名寄市消費者センター、携帯電話キャリア会社などと連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット使用上のルールなどを学ぶ講演会を実施しています。

道教委においては、児童生徒がいじめや犯罪などのネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、ネット上の不適切な投稿を検索・監視する「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を行っています。

教育委員会としましては、今後とも、道教委の取組を生かし、学校や地域・家庭と連携を図りながら、インターネットを使う時間や場所など「家庭のルール」や「友達同士のルール」を決めたり、有害なサイトから子どもを守るための「フィルタリング機能」の利用を強くお願いするなどして、児童生徒の安全を確保する取組の充実に努めてまいります。

次に、不審者に遭遇した時の対応についてお答えします。

各学校または名寄警察署からの不審者に係る情報については、平成30年度は15件ありました。また、本年度2月末では5件の不審者に係る情報が報告されています。

このように本市におきましても、不審者情報が多く報告されているという現状を鑑み、教育委員会としましては、学校には、全ての児童生徒の安全を確保するため、道教委が作成した「学校における危機管理の手引き（改訂3版）」を活用して、事故や不審者などに対する危機管理マニュアルや学校安全計画の改善を図り、組織的に迅速かつ適切に対応するようお願いしています。

具体的には、学校では、児童生徒や保護者、地域住民から不審者に係る情報提供が

あつた場合は、直ちに 110 番通報を行うとともに、教職員による校区の巡回や集団下校などを実施しています。

さらに、不審者が校内に侵入することを未然に防ぐため、玄関に設置してあるインターфонを使って来校者の氏名と来校した要件を確認したり、来校者であることを示すネームホルダーを着用してもらうなどの対策をとっています。

万が一、不審者が校内に侵入した場合に備え、さすまたや催涙スプレー、カラーボールなどを用意したり、暗号放送をかけるなど、緊急時の組織体制や手順などをマニュアル化して取り組んでいます。

また、名寄警察署と連携し、児童生徒が不審者に遭遇した場合の対応に係る避難訓練も実施しています。小・中学校では、不審者訓練で、警察署からの講和を聞いたり、警察官が不審者役になって児童に声をかけ、対応の仕方や助けの求め方、大きな声の出し方を全校児童生徒の前で実際にやってみたりするなどの訓練を実施しています。

教育委員会としましては、今後とも、児童生徒の安全確保を図るために、学校と家庭・地域、関係機関の連携による取組を一層充実させていきたいと考えています。

清水 一夫 議員

1 冬の観光について

(1) 本年度のインバウンド(訪日外国人)スキー客の現況と受け入れの取り組みについて

【回答】

今シーズンのピヤシリスキー場は、降雪不足などにより、昨年に比べると 11 日遅い 12 月 26 日のオープンとなりましたが、1 月は比較的穏やかな日が多く、全道・全国的に降雪が少ない中、当スキー場も例年に比べ雪は少ないものの、道央圏と比べると降雪があり、かつ雪質も良いため、例年に比べ市外から多くのお客様が訪れました。

中でも外国人は多く訪れており、「スキーこどもの日」でもあった 2 月 1 日の土曜日には、従業員からの聞き取りではありますが、外国人の入込が確実に過去最高となり、以降も例年に比べ欧米系外国人が多く訪れました。実際に当スキー場の雪質について尋ねると、高い評価をいただいたとのことです。

長期滞在していた外国人の多くは、キャンピングカーを使用して駐車場で滞在し、スキー場、風呂、食事はなよろ温泉サンピラーを利用いただきました。1 月 30 日から 2 月 3 日頃までは、複数の外国人グループが宿泊されました。

ほとんどの外国人はスキー・スノーボードを目的に北海道を訪れており、北海道滞在中に条件の良い場所を求めて移動しているようで、SNS や外国人スキーヤー・ボーダー同士のつながりで、当スキー場を訪れる方が多いほか、全道的な雪不足のためスキー場の対象範囲を、これまで道央から富良野周辺までだったものを、さらに北まで範囲を広げたほか、天気図を見て訪れた方も多くいらっしゃいました。

外国人の受入施策について、今シーズン、SNS の多言語発信といった、例年と比べて特別な PR をしたわけではなく、全道・全国的な雪不足による特需であった側面があることから、来シーズンもこの流れを逃さないために、外国人に向けた PR を検討してまいります。

(2) バックカントリーの対応について

【回答】

ピヤシリスキー場において、今シーズン、多くの外国人に訪れていただいたことは、

今後の可能性や情報発信につながり、大変ありがたいことである一方で、外国人の中には、バックカントリーを楽しむために、管理区域外をパトロールの指導を無視して滑走する方も多く見られました。

管理区域外の滑走については、雪崩による遭難や事故防止などの観点から、当スキー場においても基本的に認めておらず、今シーズンについては、リフト券売所及びリフト乗り場での注意喚起に努めたところですが、区域外滑走を禁止する表示の多言語表記や、区域外滑走した方の事故防止対策及び救助体制が整っていないことなどの課題があります。

バックカントリーに関しては、今シーズン、占冠村のトマム山と中頓別町のピンネシリ岳で、雪崩遭難により訪日外国人が死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、北海道警察のまとめによると、冬季シーズンに多くの外国人がスキー場管理区域外をスキーやスノーボードで滑走中に遭難しています。

当スキー場で、バックカントリーを目的に欧米系を中心としたインバウンド受入の可能性を検討するに当たっては、管理区域外の安全性の確保、救助体制の確立、地元専門ガイドの同行の場合のみ可能とするかどうかなど、様々な課題を検討する必要があると認識しています。

2 冬季スポーツ拠点化について

(1) 本年度の全道・全国大会の現況と対応について

【回答】

スポーツ大会の誘致は、スポーツ合宿の誘致とともに、冬季スポーツ拠点化事業の中で、重点的に取り組んでいる事業であり、Nスポーツコミッショナーや各競技団体の協力をいただきながら推進しているところです。

本市における本年度の全道・全国大会の開催状況ですが、夏季は、北海道少年少女銃剣道大会やサンピラー国体記念サマージャンプ大会が開催されました。

冬季大会の状況ですが、12月の名寄ピヤシリジャンプ大会を皮切りに、全日本コンバインド大会、北海道スキー選手権など、スキー競技を中心に開催されています。

また、本年度はピヤシリスキー場において、全日本スノーボード選手権大会北海地区大会が開催されるとともに、雪不足の影響で急遽、本市での開催となった北海道中学校スキー大会が開催されるなど、環境・施設・人材を含め冬季スポーツにおける本市の高いポテンシャルを示すことができたシーズンとなりました。

しかし、今月開催が予定されていた、JOCジュニアオリンピック全日本ジュニアスキー選手権大会や、全日本スキー選手権ノルディックコンバインド大会は、新型コロナウィルスの影響で開催が中止となりましたが、3月のこの時期に質の高い競技環境を整えられるのはこの地域しかないと思っております。引き続き競技団体のご協力をいただきながら、大会・合宿誘致に努めてまいります。

(2) 冬季スポーツ少年団の強化について

【回答】

本年度の体育協会傘下の少年団数は名寄地区で17団体、風連地区で5団体あり、両地区合わせて22団体579人の登録がありますが、その内、冬季競技のスポーツ少年団は2団体あります。

現在、スポーツ少年団などに加盟する選手も含めて支援を行っており、全道・全国大会に出場する際の宿泊費、交通費の一部を補助する名寄市教育振興補助金と、名寄

市体育協会を通じて合宿費用の一部を補助している名寄市体育協会ジュニア競技力強化事業補助金があります。

また、風連地区のスポーツ少年団に対する支援策については、風連町スポーツ少年団補助金において、活動全般の支援を行っているところです。

3 防災について

(1) 台風19号「令和元年東日本台風」被害における教訓について

【回答】

昨年は、台風第15号や第19号により、記録的な大雨が発生し、多くの河川の氾濫などにより、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

また、暴風雨での倒木や飛来物などにより、大規模な停電が続くなど、住民生活に大きな影響を与えた災害となりました。

本市においては、大きな被害はありませんでしたが、全国的な災害の事例については、決して他人事とは考えずに、本市でも発生し得るものと捉えています。

名寄市防災訓練については、平成29年度から本年度まで、「FIG-aなよろ 課題を見つける避難訓練」として、最大規模の浸水を想定し、参加された町内会の皆様が実際に避難行動を起こすことによって、避難経路の危険箇所や地域での共助における課題などに気づいていただくような訓練を実施してまいりました。

また、「確実な避難のために」と題して、水害を想定した防災セミナーも開催しています。

令和2年度の防災訓練については、内容は確定しておりませんが、これまで、洪水による訓練を続けていますので、冬期間での訓練についても視野に入れながら、検討しているところです。

冬期訓練については、平成26年度に段ボールベッドや発電機などを用いた避難所の運営や避難者の受け入れ訓練のほか、暴風雪に対する訓練などを実施してまいりました。

近年では、平成30年北海道胆振東部地震や、昨年の台風15号により千葉県などで大規模停電などの事案が発生しています。

本市において、冬期間に長時間停電が続ければ、命に関わる事態となるものと認識していますので、市民の皆様の意識の向上につながるような訓練も検討しています。

また、防災セミナーでは、福島県南相馬市から講師を招き、東日本大震災からの教訓や課題などの講演や、避難所運営に係る図上訓練などについて検討しています。

避難行動の重要性や地域での防災力の向上など、自助・共助の力を高められるような取組を進めてまいりたいと考えています。

倉澤 宏 議員

1 情報の発信と共有について

(1) 広報広聴のあり方について

【回答】

広報広聴のあり方については、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得ることができ、透明性の高い行政運営を確保するために、広報事業としては広報誌の作成や、ホームページやFacebookなどによる電子媒体での情報発信の管理を総務部で所管しています。各課におきましては各種施策の周知として住民説明会の開催のほか、広報誌やホームページを利用した情報提供を適時行っています。

広聴事業としては、職員を講師とする出前トークや直接市長へまちづくりなどの提言ができる市長室開放事業のほか、名寄の将来を担う子どもたちから意見をいただく「ふるさと未来トーク」などを実施し、市民の参加を通じた情報共有に総務部と各課が連携しながら努めています。

今後につきましても市民の知る権利を保障し、より一層開かれた市政となるよう速やかでわかりやすい広報広聴事業を推進してまいります。

(2) 市民への情報発信について

【回答】

これまでの市民への情報提供の手法についての考え方としましては、まちづくりに必要な情報など市民に対して十分な提供と説明に努めており、株式会社名寄振興公社などの諸問題については、まちづくり懇談会での市民説明をはじめ、記者会見や広報誌などを通じて適時必要な情報について市民に提供を行ってきたところです。

特に記者会見など民間の報道機関との連携による市内外への情報提供についても、非常に重要な情報提供手段であり、記事情報の提供や取材などの協力など積極的にすすめてまいります。

今後につきましても、市民との協働のまちづくりを推進していくため、広報誌の発行をはじめとする広報事業や出前トーク、パブリックコメントなどによる広聴事業について、必要な時期に適切な手法による市民との情報共有に努めてまいります。

(3) 庁内における情報共有について

【回答】

行政の総合的かつ効率的な運営を目的に、庁議については週1回、部・次長会議については月1回開催し、市政の基本方針に関する審議などを行っています。決定された事項のうち、必要のあるものは速やかに関係職員に周知しています。

課長会議、係長会議の開催状況については、本年度では課長会議は一部書面によるものも含めて、部・次長会議の後に毎月開催しており、市長が必要に応じて招集する係長会議については、本年度は開催しておりません。

情報共有については、職員全般に周知が必要な場合は、課長会議などを通じて適時にお知らせしているところです。

今後につきましても、課題や政策の共有化や効率的な行政運営に努めてまいります。

2 空き地・空き家対策について

(1) 空き家等の現状について

【回答】

平成29・30年度において、市内の空き家状況を把握することを目的として、民間地図会社の実地調査による空き家データコンテンツの情報をもとに、現地調査を行いました。

調査結果としましては、事業所、集合住宅などを除いた448件中、空き家と思われるものが249件、使用中と思われるものが112件、すでに除却されていたものが87件となりました。

今回の調査は空き家の状況を把握する目的で実施しており、その所有者など全てを特定調査するものではありませんが、地域住民から苦情相談などがあった際、空き家

の適正管理をお願いする場合については、全件、所有者の特定を行っています。

また、固定資産課税において、所有者が不明な家屋や土地については、相続放棄により所有者がいないケースや所有者の死後、相続人の特定が困難なケース、さらに、特定所有者不明土地などが、13件となっており、対応に苦慮している状況です。

(2) 名寄市空家等対策計画の進捗状況について

【回答】

名寄市空家等対策計画では、空き家などの調査、空き家バンクの設立に加え、適切に管理されていない空き家などへの対策が定められています。

計画に基づいた取組としましては、空き家などの調査については、空き家データコンテンツを活用した現地調査によるデータベースを確立いたしました。

空き家バンクについては、まだ登録はありませんが、空き家などの所有者で利用を希望される方が情報発信できるツールの一つとして仕組み作りを行ってきたところです。

また、適正管理を怠り他者に損害を与えた場合のリスクや、相続放棄をしても空き家などの管理責任は失われないことなど、従前よりも踏み込んで当事者意識を醸成する広報活動を実施したり、適切に管理されていない住宅の管理責任者などへの連絡を重点的に実施してまいりました。

本市の働きかけにより、所有者などによって周囲に危険を及ぼす可能性のある家屋の除却に至った案件をはじめ、連絡を行ったうち半数以上では建物の修繕や、屋根雪の処理などの適正管理が行われ危険な状態が回避されており、計画に基づく取組の成果が現れているものと捉えています。

一方で、管理責任者などへの連絡を進めつつも改善に至っていない家屋も残っていることが大きな課題であり、今後も引き続き関係機関などと連携しながら管理責任者などへの連絡を行ってまいります。

(3) 名寄市空家等対策協議会での協議内容について

【回答】

名寄市空家等対策協議会については、本年度の会議を2月に予定しておりましたが、新型コロナウィルスの影響により、開催を延期しており、今後、状況を見定めながら開催し、市内全体の空き家の状況や、個別の対応状況などをもとにご議論をいただきたいと考えています。

次期名寄市空家等対策計画については、新年度、名寄市空家等対策協議会において議論を行っていきたいと考えていますが、本市としましては、所有者などによる家屋の除却が毎年100件以上行われており、かつ、物件の流通も活発な現況を踏まえ、現計画に記述のある空き家除却の補助などについて、今後のあり方を含めた議論を深めてまいりたいと考えているところです。

(4) 特定空家等の認定方針について

【回答】

今後の特定空家の認定に対する市の考えについては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条により、特定空家等とした空き家の所有者などに対しては、初めに「助言・指導」を行い、その後も改善が見られない場合は「勧告」、「命令」、通知書の交付

などを経て、最終的には「行政代執行」を行うことができるものとなっています。

しかし、全国的にも代執行などを実行したのちの費用回収は大きな課題であり、回収状況によっては、個人の財産管理に公金を支出することへの是非が問われるとともに、所有者が空き家の管理を適切に行わなくとも最終的には市が対応してくれるという、モラルハザードを引き起こす恐れもあり、慎重にならざるを得ないと考えています。

三浦 勝秀 議員

1 ふるさと納税について

(1) 今年度の寄附状況について

【回答】

本年度の寄附については、概ね 4,700 件余りで 4,900 万円程度となる見込みであり、昨年度の寄附実績が 4,614 件で 4,757 万円でしたので、比較すると僅かに増加となる見通しです。

また、人気の返礼品についてですが、一番多く選ばれているのがスイートコーンで約 1,700 件、次にメロンで約 600 件、さらにはグリーンアスパラガスの約 350 件と続いており、農産品の人気が高くなっている状況です。

(2) 次年度事業について

【回答】

昨年 6 月 1 日に「ふるさと納税に係る指定制度の運用」が新たに開始され、本市においては指定基準に適合していることから、指定の通知を受け、事業を進めてきたところですが、寄附金の募集に要する費用を原則、寄附金額の 5 割以下にしなければ指定の対象にならないなどの要件も新たに示されているところです。

そのような情勢を踏まえ、事業の取組について検討を進めてきており、令和 2 年度については寄附単価を引き上げることで費用総額が 5 割以下になるようにしていきたいと考えています。

寄附単価を引き上げることにより想定される寄附件数の落ち込みについては、他の自治体において人気の高い、特産品を数回に分けて送る定期便形式の返礼品を追加することや、申込件数が上限に達しているグリーンアスパラガスの 2L サイズのほかに、L サイズを新たに返礼品に加えること、また、人気の高い返礼品については、申込みの受付開始時期をこれまでよりも早めに設定し、翌年度発送分を先行して一定数受付ることで、寄附金額から募集に要する費用の総額を差し引いた金額の対比で、少なくとも本年度と同程度の寄附をいただけるよう努めてまいります。

ふるさと納税事業については、本制度の趣旨にのっとり「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という寄附者に対して、本市の現況やいただいた寄附金を活用した事業などをホームページに掲載することにより、寄附者の方に寄附金が有効に活用されていることを実感してもらうとともに、本市を身近に感じていただき、継続してご寄附いただけるような取組を行ってまいります。

また、財源確保の観点からも少しでも多くの方に寄附をいただけるよう努めるとともに、本市と本市の特産品を全国に P R できる機会として活用してまいります。

(3) 企業版ふるさと納税について

【回答】

企業版ふるさと納税については、令和2年度税制改正において、納税の拡充・延長がされる予定となっています。

地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、国における第2期総合戦略の策定期間である令和2年度から令和6年度と合わせ、税額控除の特例措置を5年間延長するものであり、税の軽減効果を現行約6割から最大約9割とするものです。

対象事業としては、地方版総合戦略に掲載され、地域再生計画を作成し、内閣府に計画の認定を受けてからとなります。本市の取組状況としましては、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、国の第2期総合戦略の改定と整合を図った見直しを行い、地域再生計画においても改正案を内閣府へ提出し、本年3月下旬の認定を受ける予定となっています。

対象となる企業については、本社が本市に所在する企業以外は全て対象となります。

過去の交渉実績については、現在までありませんが、企業においてもさらに大きなメリットとなる改正が行われますので、各担当において、企業版ふるさと納税も視野に入れた事業の組み立てを図っていく必要があると考えています。

現在、国が公開している地方創生事業には19種類の事業分野があり、このうちの一つに「企業誘致・起業支援」という事業分野があります。

その中で、明確に「企業誘致」を掲げた事業を搭載している岐阜県瑞浪市の事例では、新たな工場用地を整備し、市独自の奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の創出を図るといった内容となっています。

本市において、現在、内閣府に申請中の地域再生計画では、「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿った5つの計画事業を搭載しており、先の19の事業分野のうち、「スポーツ」「農林水産業」など複数の事業分野に該当することから、企業側にとって寄附を検討するにあたり複数の選択肢を示すことになります。

この再生計画では、数多く盛り込まれた取組の中で「企業誘致の推進」も含まれていることから、「企業誘致」に関心ある企業からの寄附が期待されるほか、「企業誘致」以外の取組に関心を持って寄附をいただいた企業であっても、寄附をきっかけに企業誘致の交渉につながるなど、様々な可能性があるものと考えるところです。

2 再生可能エネルギーの活用について

(1) エネルギー問題に対する考え方について

【回答】

我が国におけるエネルギー問題については、国内で消費しているエネルギーの大半を海外からの輸入に依存しており、エネルギー自給率の向上が課題の一つとなっています。

さらに、平成30年7月に策定した第5次エネルギー基本計画の施策の一つとして、2030年度における我が国の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を22~24%に目標設定し、再生可能エネルギーの主力電源化を目指されたところです。

また、温室効果ガス抑制に関する多国間の協定である「パリ協定」で採択された、温室効果ガスの排出と吸収のバランスを保ちながら、最終的に温室効果ガスをゼロにすることを目指す、いわゆる「脱炭素社会」の実現に向けて取り組むこととされています。

温室効果ガスの多くは二酸化炭素であり、その発生を減らすために、化石燃料を使

った発電に頼るのではなく、再生可能エネルギーの積極的な活用を進めているところです。

本市におきましては、名寄市総合計画（第2次）の基本目標Ⅲ「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」の中において、「環境との共生」を主要施策の一つとして掲げており、化石燃料の燃焼が主な要因である地球温暖化問題の解決に向け、豊かな自然環境の保全と環境負荷の減少を目指して、様々な取組を行っているところです。

具体的な再生可能エネルギーに関する取組としましては、名寄小学校、名寄南小学校において学校施設における環境負荷の低減や再生可能エネルギーの有効活用による消費電力の節電を目指すとともに、環境教育の教材として活用することを目的に太陽光発電設備を設置しています。

また、平成28年度をもって事業は完了していますが、新築または既存住宅における住宅用太陽光発電システム設置を支援する「名寄市住宅用太陽光発電システム設置補助金」は平成25年度から平成28年度までに46件の実績があり、再生可能エネルギー発電設備の設置を支援する「名寄市再生可能エネルギー発電設備設置促進補助金」を活用し、約500世帯相当分の発電能力を持つ「サンピラーメガソーラー発電所」が設置されるなど、環境の負荷の軽減及び新エネルギーの普及促進に対する支援に本市としても取り組んできたところです。

さらに、地域の特性を生かした再生可能エネルギーとして、雪室型もち米低温貯蔵施設「ゆきわらべ雪中蔵」、名寄市風連農作物出荷調整利雪施設において、熱交換冷風循環方式にて庫内に冷気を送ることで、もち米や農作物の食味を維持する室温と湿度を保つ低温倉庫に雪氷熱を導入しています。

再生可能エネルギーの普及推進には、市民一人ひとりが地球温暖化問題やエネルギー問題を自らの地域の問題として認識することが必要であることから、平成29年度から平成30年度にかけて若年層への環境教育を目的とした「こどもエコ隊事業」を実施し、本年度は名寄消費者協会主催の「消費生活展」において燃料電池自動車普及啓発展示ブースを開設し、一般市民向けに普及啓発を行ってきたところです。

今後も市民への普及啓発に努めるとともに、新たな公共施設整備や大規模改修事業の際には、再生可能エネルギー導入に向けた検討を進めてまいります。

佐藤 靖 議員

1 明日の名寄のために

(1) 名寄市監査委員による監査報告書にかかわって

【回答】

株式会社名寄振興公社に関する経済部内の情報共有については、部所管事項であることに加え、対応への応援体制をとっていたことから、経済部長から部内管理職に対し説明を行い情報共有を図ってきたところであり、明らかになった事実などについては、速やかな説明に努めてきたところです。

東京なよろ会ツアーダイレクター代金に関しては、既に支払い済みであることを2月の特別委員会で報告させていただいたところですが、修正した決算においては、使途不明金及び売掛金とされ、その詳細は未だ明らかとなっていない部分が残されているのが現状です。

このため、修正後の決算状況について情報共有を行っていたものの、2月の時点では、東京なよろ会に関しては、触れていませんでした。

しかし、特別委員会における質疑への答弁、報告において、東京なよろ会について触れたことを受け、速やかに交流推進課長、部内管理職の順に説明を行ったところであります、東京なよろ会の対応などについては、情報交換を行い進めてまいりましたが、経過としては、監査報告の通り、新聞報道で先に知ることとなつたものです。

次に、本年度のスキーツアーが株式会社名寄振興公社側の理由により中止となつたとしている件については、平成 28 年までのツアーハンドなどについては、東京なよろ会が行っておりましたが、それ以降、役員の急逝などもあり、その多くを公社職員が代わって担っていました。しかし、当該職員の本年度途中での休職・解雇を受け、公社側としては、昨年までと同様の対応が困難な事態となりました。

また、東京なよろ会においても、当時スキーツアー担当の理事が急遽会を辞められ、ツアーハンドの体制が整わなかつたことから、両者で協議した結果、誠に残念ですが、本年度のスキーツアーは実施困難と判断されたものです。

しかしながら、本年度も、東京なよろ会の皆様にはグループとしてピヤシリスキーフieldにお越しいただくなど、改めて、ふるさとの応援団としてご支援くださる姿を大変心強く思うとともに、深く感謝を申し上げるところです。

また、本年、東京なよろ会が 35 周年を迎える記念事業を 6 月のゴルフトツアーより行うことと、来年のスキーツアーについては、例年通り実施する方向で進めているとの報告をいただいていますので、ツアーハンドや名寄サンシャイン会など関係団体などと連携し、お越しになる皆様に喜んでもらえるよう、おもてなしの心で、しっかり準備をしてまいります。

次に、名寄市学校給食会過年度会計における剰余金についてお答えします。過年度会計は合併前の旧名寄市学校給食会の単年度決算時に発生した黒字額の累積金についてです。

名寄・風連の学校給食会合併後の平成 20 年度にこの累積金について給食会理事会で協議した結果、名寄市学校給食会を事業者としてみた場合、給食費会計が赤字となつた場合などに食材費の支払に支障の無いよう、またその他不測の事態に備え、年間の総事業費の 3%~4% 程度の剰余金を留保しておくべきと決定されていました。当時の給食会の年間事業費は 1 億 2 千万円ほどであったことから 450 万円程度を過年度会計として残すこととなり、これまで毎年度、給食会総会にて承認をいただき継続してきたところです。

本年度の給食会決算は、200 万円程度の赤字決算の見込みであることから、平成 20 年度理事会での決定どおり、この剰余金から赤字補填し食材費の支払に充当いたします。赤字補填後も 250 万円ほどの残高となります、令和 2 年度の給食費値上げについても、さらなる食材費の高騰が予想される経済、社会情勢にあり、この残高についての活用も検討しなければならない状況にもありますので、ご理解をお願いします。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」については、平成 27 年度より指定管理を行つております、利用料金については本市の条例で定める額のとおりとしています。

この度、監査による確認事項の照会を受け、指定管理者に確認し報告書の提出を求めたところ、利用料金については、平成 30 年 4 月の料金改定時に、本市が開示した料金表を指定管理者が利用者向け料金表を作成する際に、誤って転記したものでした。

誤った記載があった平成 30 年 4 月から令和 2 年 1 月までの利用料金について過去の実績を調査した結果、誤った記載を適用された利用ではなく、利用者への不利益を与えたものはありませんでした。

また、キャンセル料については、指定管理者が、施行規則を基に還付金について料金表に記載する際、利用者が理解しやすくするように配慮して内容を要約したものでしたが、結果的に施行規則と一致しない説明になつたものです。しかし、実際の運用

は、施行規則どおりに行われており、利用者への不利益はありませんでした。

いずれも監査からの確認事項の照会後直ちに、指定管理者に対して注意、指導を行い、利用者向け料金表及びホームページの訂正を求め、既に条例、規則の文言のとおり表示されています。

この度、指定管理者における事務上のミスに加え、本市のチェック不足により、利用者に不利益を生じさせかねない状況が、監査により確認されるまで気づかなかつたことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止のため、指定管理者が利用料金などを定める際には、指定管理者内部の確認の徹底を改めて求めることはもとより、本市においても十分な確認をするよう、事務の徹底を図ってまいります。

(2) 市役所機構のあり方について

【回答】

産業振興室については、平成31年4月に営業戦略室を再編し、次長職1人、課長1人、主幹1人、主査1人、主任1人、係職4人の9人体制でスタートしたところです。

その後生じました複数の政策課題への対応のため、令和元年10月の人事異動において、新たに係職1人を追加配置し、さらに兼務発令ではありますが、同年11月に主幹職1人を配置いたしました。一方で、株式会社名寄振興公社の再建に対応するため、昨年12月に課長職2人について、一旦市を退職するかたちで、株式会社名寄振興公社に派遣していますが、同時に兼務発令で、主幹1人を産業振興室に配置し、管理職業務を担うことにより、できる限り業務に支障の生じない体制づくりに努めてきたところです。

王子マテリア株式会社名寄工場の課題に関する事務分掌については、市内の経済に限れば産業振興室の所管といえますが、大規模事業所の撤退の影響は、直接の人口減や市内の各種担い手の減少、学校教育への影響など市の様々な分野に波及することが想定されることから、所管を総合政策部とさせていただき、産業振興室とも密接に連携しながら業務を遂行していますのでご理解願います。

産業振興室の組織体制については、現在の業務量や政策課題の進展の度合いなどによっても左右されると考えられることから、今後人事配置を含め適正な組織のあり方について検討してまいりますのでご理解願います。

(3) 名寄市民の新たな誇り創造にかかわって

【回答】

多くの市民にご不安を与えたことから、本市のイメージ回復を含めた、市民の名寄に対する信頼を取り戻す取組が必要なことは十分認識をしており、また先の定例会でも、今村議員への市長のお答えの中でお示しさせていただいたところです。

ご提案いただきました名寄出身者やゆかりのある方の紹介の場の設置や、それらの方を一堂にあつめたイベントの開催も含め、これまで取り組んできた、市政におけるコンプライアンスの回復に加え、今後どのような形で市民が誇りを取り戻すための取組が可能か検討してまいりますのでご理解願います。

2 教育関係の将来展望について

(1) 高校進学者支援にかかわって

【回答】

本市では、平成 29 年度に市内の道立高等学校と連携し、特色ある取組により入学者の確保を目指すため、新たな制度を創設してきたところです。

新たな制度の一つとして、在籍する学生が、就職や進学に役立つ資格取得に対し、その検定受験料を一定の基準で助成する「名寄市高校生資格取得支援事業」を制度化し進めてきました。

これまでの支援実績では、平成 29 年度には延べ 166 人の資格取得者に対し 311,640 円、平成 30 年度には延べ 194 人の資格取得者に対し 397,810 円の補助をしてきており、年々利用者が増えてきている状況です。

2 つ目として、この地域の基幹産業である農業従事者的人材育成や人材確保には、名寄産業高等学校の酪農科学科の存続が重要であり、間口維持には道外から生徒を呼び込むことも一手段であることから、「名寄産業高等学校酪農科学科入試受験者交通費等補助事業」を制度化し、交通費や宿泊費を補助することにより受験しやすい体制を作り、道外から一人でも多くの入学者を確保するため取り組んできました。

これまでの実績は、平成 29 年度は 3 人の入学者に対し 164,940 円、平成 30 年度は 3 人の入学者に対し 130,270 円の補助をしてきたところです。

市内の中学生が市外の高校へ進学する要因として、近隣の自治体が取り組んでいる入学者に対する支援制度があり、検定受験料の助成や通学費の補助、入学準備金の支給、下宿費の助成などの支援が行われており、進学するにあたって入学を決定する一つの要因となっていると認識しています。さらに、これ以外にも、それぞれの高等学校の特色や専門学科の配置、部活動など、様々な要因があると考えています。

令和元年の市内の進学者の状況について分析をしてみると、全体の進学者数は 198 人で、市内の高等学校入学者数は 127 人 (64%)、本市以外の上川北学区への進学者は 43 人 (22%)、上川南学区への進学者は 21 人 (11%)、それ以外は 7 人 (3%) で、市外へ進学者数は 71 人 (36%) でした。

上川北学区内だけで流出・流入状況を見ますと、本市から市外の高校進学者は 43 人、市外から本市への進学者数は 42 人で、流出・流入による減少は 1 人となります。これに上川南学区やそれ以外の地区への進学者 28 名を加えると、全体では 29 人が流出していることになります。

のことから、支援策がある高校への流出もありますが、支援策が無い高校への進学者も多くいることがわかります。

今後におきましては、市内高等学校の再編に向けた検討が進められており、進学先として希望される高校となる取組が必要となることから、高校のあり方について様々な可能性について検討を進めていきます。

(2) 「子どもたちの希望に沿った学ぶ環境」とは

【回答】

市内の高校の状況については、課題となっている少子化などの影響で、中卒者数は減少傾向にあり、名寄産業高等学校についても定員割れが続いている状況から、令和 2 年度から電子機械科と建築システム科が機械・建築システム科に再編され、4 間口から 3 間口に減少することになっています。さらに、名寄高等学校においても定員割れが続いており、1 間口減少している状況です。

このような中、平成 30 年の「名寄市内高等学校在り方検討会議」では、道教委の新しい高校づくりの指針、道内や名寄市内の経済や雇用情勢、生徒数の推移や進路状

況を調査・分析し、今後の市内の高等学校のあるべき姿について、ご意見をいただき検討を進めてきた結果、市内各高校の間口が維持できるうちに、令和5年度を目途に市内2校の統合に向け、検討するよう道教委へ要望書を提出してきました。

今後は、この要望の実現に向け、道教委の「これからの中高づくりに関する指針」を参照し、名寄市内高等学校在り方検討会議の中で、生徒の進路希望などを調査・分析しながら、単位制の導入や特進コースの新設など、市内はもとより、市外からも入学希望が多くなるような高学のあるべき姿、いわゆる魅力ある学校のあり方について検討し、意見を集約していきたいと考えています。

また現在、道教委では、高校の特色化・魅力化を図ることを目的に、小中学生や保護者、地域の方々を対象に、アンケート調査を実施し、名寄高等学校・名寄産業高等学校に対するイメージやニーズの把握に努めているところです。このアンケート結果を有効に活用し、高校に対する子どもたちの思いや願いを把握していきたいと考えています。

今後は、以上のような考え方を基本に、本市としての方向性をまとめ、道教委に再度、要望していきたいと考えています。

(3) 教育施設改修にかかる基本的考え方について

【回答】

市内小中学校の施設整備については、学校施設の老朽化対策と耐震化を推進するため、平成23年度から平成29年度を計画期間とした名寄市立小中学校施設整備計画を策定し、名寄市街地区の小学校の統廃合に併せた南小学校の改築、平成30年度には風連中央小学校校舎・屋内運動場の改築が完了したところです。

令和2年度からは、現在市内小中学校の中でも、最も古い建物となっている智恵文小学校の改築に着手しますが、名寄市街地区には、耐震化がされていない名寄中学校と名寄東中学校の2校が残っており、早急な対応が必要と考えています。

また、社会教育施設では、児童センターと図書館の整備が急務となっています。

今後の施設整備の考え方としては、名寄市総合計画(第2次)中期基本計画の中で、智恵文小学校、名寄中学校、名寄東中学校、児童センター、図書館が、今後の整備のあり方について検討すべき施設として挙がっていますが、智恵文小学校については、令和2年度からの施設整備が現実のものとなりました。

今後も、残り4施設の整備について、建設場所や建設規模など、様々な視点から検討を進めていかなければなりませんが、児童センターや特に特定財源の無い図書館については、名寄市立地適正化計画との整合性も含め、さらには本市の財政状況も考慮した上で、教育施設の整備について検討していきます。

3 名寄市立総合病院、名寄市立大学の将来展望について

(1) 名寄市立総合病院の経営展望と医師体制にかかる

【回答】

本年度の稼働ベースの患者数については、外来で815人の増、入院で1,052人の減が直近の集計となっています。患者数の増減は、診療内容や流行性疾患の状況などにより変化しますので、人口の減少が入院患者の減少に直接影響したとは捉えておりません。例年ですと年度末に患者数が増加する傾向がありました。新型コロナウイルス感染症の影響でどのようになるか見通しがつかない状況となっています。

4月からの診療報酬改定については、全体で診療報酬が+0.55%、薬価が-0.99%、材料価格が-0.02%となりましたが、細分すると医科の報酬は+0.53%で、実質は-0.48%です。示された内容に基づいて、各部門が精査と対応準備を行っているところです。この中では、薬価のマイナス改定分が大きく影響してくるとみています。

今後の病院経営については、短期的には診療報酬改定への早期対応を最優先で取り組み、プラス改定された項目に対応することで増収効果を得たいと考えています。また、昨年から強化している経費の節減策も随時拡大してまいります。

当面の課題としては、医師の働き方改革への対応とスタッフの確保が重点になることから、多くの先進病院の事例も研究しながら個別の対応を検討していくこととしています。

4月以降の各診療科の医師配置については、派遣元の大学医局の事情が大きく影響しており、例年多少の変化があります。ご不便をおかけする場合もあるかと思いますが、影響を最小限に留めるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(2) 名寄市立総合病院の施設的課題と近隣病院との連携にかかわって

【回答】

施設的課題については、経年劣化や法令の改定などに応じて対応が必要な設備などの更新を、内部計画に基づいて収支状況を勘案しながら実施しています。

近年では、非常用電源バッテリー、エレベーター、空調設備、エネルギー監視装置などの更新を行っています。診療や検査に必要な医療機器は、これまでも随時対応してきているところです。

大きな課題としては、診療を休止して工事を行う必要がある入院病棟や手術室の改修が挙げられますが、収支に大きく影響があることから、令和2年度に策定予定の新たな新名寄市病院事業改革プランの中で検討していくことになると考えています。

近隣病院との連携については、現在、北海道医療計画として進められている地域医療構想の実現には、圏域内の医療機関の役割分担と連携の強化が重要とされています。さらに、当院の医療圏は広く三次医療圏外にも及んでいますので、遠方の医療機関との連携強化も視野に入れた取組も進めていく必要があります。

そのために、既存のネットワークシステムの機能拡充や、先進のICT技術の導入に向けて、一部の事業は既に着手しているところです。

今後も、国の新たな支援策が示されることとなっていますので、関係する病院などと十分協議を行いながら連携強化に努めてまいります。

(3) 名寄市立大学将来構想中期計画の課題にかかわって

【回答】

名寄市立大学では、平成29年度に今後10年間における大学運営の指針として名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）を策定しました。この将来構想は、基本構想・基本計画と実施計画で構成しており、基本構想・基本計画で示した各分野の基本的な方針に基づき、具体的に取り組むべき事項として、前期3年、中期3年、後期4年の実施計画をそれぞれ定めることとしています。

本年度で前期期間が終了することから、前期実施計画の検証を学内の内部質保証推進委員会で行っているところで、中期実施計画は、この前期実施計画の検証内容や旭川大学の公立化など外部要因の変化を踏まえながら、令和2年度に新学長のもと策定することとしています。

中期実施計画で想定される取組について、前期実施計画の検証内容などを踏まえ、何点かお答えします。

まず、学生確保対策として、高大連携接続事業のさらなる強化・充実が挙げられます。

旭川市では、旭川大学の公立化にあたって、推薦入試の合格者の約半数を地域枠として設定する方針を明らかにしました。

本学でも推薦入試における地域枠募集の設定はありますが、ここ数年、定員を満たしていない現状にあることから、この地域の優秀な高校生に本学を選択してもらえるよう、高等学校との連携をさらに充実・強化することが重要と考えていますし、このことが卒業後の地元定着にもつながるものと考えています。

施設整備の面では、ケアの専門職を養成する大学として、基礎的な環境整備である施設のバリアフリー化が課題と考えています。また、学生の住環境の整備として、学生寮の整備もこの中期期間の課題と考えています。

教育・研究面では、大学院の設置について、指導教員の確保など様々な課題を洗い出し、場合によってはコンサルの協力を得ながら、具体的な検討を行う時期になるものと想定します。

社会連携・社会貢献の面では、前期期間で進めてきた、コミュニティケア教育研究センターによる様々な事業を継続・発展していく中で、名寄市立の大学として、一層の地域貢献事業を進めることが重要と考えています。

授業料などの各種納付金では、本学独自で設定している施設整備費など3つの負担金のあり方について、検討することが必要と考えています。

以上、現状で想定する、中期実施計画で定める取組事項について、何点かお示しましたが、新年度、野村新学長の考え方のもと、本学を取り巻く厳しい状況を全教職員が共有する中で、中期実施計画を策定してまいりますのでご理解をお願いします。

塩田 昌彦 議員

1 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等について

(1) 指定管理施設の現状と受託状況について

【回答】

本市におきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っている施設は34施設あり、その内「名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条に基づき公募により選定している施設が17施設、同条例第5条に基づき非公募により選定している施設が17施設となっています。

また、本市から委託料を支払っているのは、公募17施設のうち16施設、非公募17施設のうち10施設となっており、その他8施設については、利用料などの収入により管理・運営を行っています。

(2) 指定管理者の選定及び基準について

【回答】

指定管理者の選定にあたりましては、まず「名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条に基づき、施設の概要や管理の基準などを明示した応募要領及び仕様書について、ホームページなどを活用し周知を行い、その後、事業者への説明会や質疑応答を行い、申込みを受付けています。申込み後は、外部委員3人

を含む 11 人で構成される選定委員会を開催し、担当課からの委託に関する概要説明や応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答による提案内容などの精査を行い、事業計画、事業提案、収支計画、事業実績など大きく 4 項目に分けて採点を行い、合計点数が一番高かった事業者を選定委員会として選定し、市長への答申、市議会の議決を経て指定する流れとなっています。

なお、見積もりに関する積算根拠については、各施設で業務内容が異なりますので、それぞれの担当課で仕様書を作成しており、その仕様書に基づき、事業者が委託料を積算し申請書と一緒に提出しています。また、担当課においても運営に係る経費の積算を行っていますので、その 2 つの積算を比較し、業務を遂行するにあたりその経費が妥当であるか、経費の縮減が図られているのかなどについて審査のうえ、点数に反映させ採点を行っています。

(3) 管理施設における所管の対応について

【回答】

仕様書については、平成 18 年の指定管理者制度の導入時から、各施設で業務内容が異なる部分はありますが、基本事項については統一しています。

本市が賃金を積算する場合は、北海道の労務単価を基準として算定していますが、北海道の労務単価とこれまでの実績との差が大きい場合は、そこを考慮し算定している場合もあります。

北海道の最低賃金については近年上昇を続けているほか、また燃料費の高騰などにも対応ができるよう、債務負担行為を設定する際には、その点を加味し設定をしており、上昇などがあった場合には各施設で締結している年度協定の変更や次年度の締結時に、事業者と協議を行い決定しています。

また、年度末に提出される事業報告については、現在年 1 回となっており、担当課で内容を精査し認定しています。また、月次で利用者数や収入などの報告を求めていいる施設も多く、必要に応じてその都度、改善策などの協議を行っていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2 経済対策について

(1) 仮称「名寄市商工業振興基本計画」策定による効果について

【回答】

「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の策定にあたりましては、昨年 4 月から、名寄商工会議所、風連商工会と本市の 3 者で、地域経済活性化に資する意見交換の場を月 1 回程度もっており、その場において、基本計画策定についても協議を重ね、2 月 20 日に名寄市中小企業振興審議会を開催し、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の令和 2 年度中の策定について、審議会に諮問いたしました。

本市の中小企業等の振興に関する取組は、名寄市中小企業振興条例に基づいて各支援策を実施しています。基本計画は、中小企業・小規模事業者が厳しさを増す中で、国における中小企業基本法の改正や小規模企業振興基本法の創設などの背景も踏まえながら、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めるものであり、名寄市中小企業振興条例に明確に位置付けることで、実効性が担保されるものと考えています。

その内容については、令和 2 年度にご検討いただくことになりますが、具体的な手法としては、審議会の下に設置した検討部会を中心に、節目ごとに審議会と情報共有

を図りながら、検討していただくこととしており、議会に対してもご報告、ご相談させていただきたいと考えています。

この検討部会は、審議会委員5人と、建設業、製造業、運輸業、サービス業の各業界から特別委員4人で構成しており、さらに必要に応じて外部委員をお呼びすることも可能なことから、令和3年12月の王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約という、本市経済に対する影響をしっかりと見据えた中で、幅広い視点からご検討いただくことを想定しており、基本計画策定後に予定する、審議会における点検・検証などを通じて、本市経済への実効性ある施策推進に努めてまいります。

(2) 地域経済活性化に向けた取り組みについて

【回答】

本市における中小企業等に対する施策の具体的な手立てである、中小企業振興条例に基づく各支援策は、平成28年度の見直し後、改善や拡充などを望む声があったことから、名寄市中小企業振興審議会のご意見もいただき、緊急性の高いものとして、除雪オペレーターや公共交通ドライバーなどの資格取得について、令和2年度からの見直しに向け準備を進めているところです。

一方、これら支援策のさらなる見直しについては、令和2年度の基本計画の検討と併せて、審議会や検討部会において、市内各業界からご参画いただいている特別委員の皆様のご意見も伺いながら、事業承継や創業支援、人材育成など、本市の喫緊の課題に対応するため、時代のニーズに合った見直しについてご検討いただく予定です。

次に、官公需受注の機会の確保と地元業者の育成に係る優先発注についてお答えします。

国においては、物件の買い入れ等の契約を締結する場合、中小企業者の受注機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件などに対する需要の増進を図り、中小企業の発展に資することを目的として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が、制定されています。国は、この法律に基づき、毎年度新規中小企業者を含めた中小企業、小規模事業者向けの契約目標や受注機会の拡大のための措置などが規定された中小企業者に関する国などの契約の基本方針を定めています。

また、この法律第8条では、地方公共団体においても国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保に必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されています。

本市におきましても、法律や国の官公需施策に基づき、「名寄市指名競争入札参加者指名基準」や「名寄市公契約指針」を定め、契約の適正な確保ができる範囲内において、市内業者を優先的に指名すること、また地域経済の活性化に資する発注の推進のため、地元企業の受注機会の拡大を定めており、これらに基づきまして各部署において予算編成に際しては市内業者を優先して見積書を徴収するよう職員に周知を図ってきているところです。

さらに、昨年12月からは中間前払制度を導入し、企業における資金調達の円滑化や公共工事の適正な履行確保を図るよう努めています。

今後におきましても官公需における発注や納入時期の平準化、適正な工期の確保などに配慮し、発注方法の工夫をするなど引き続き地元業者への優先発注に取り組んでまいります。

(3) 新型コロナウイルス対応による地域経済への影響と対策について

【回答】

新型コロナウイルス感染症による影響は甚大であり、国では、経済対策は経済産業省、雇用対策は厚生労働省といった各所管の対策を、まさに矢継ぎ早に打ち出し、都度ホームページを更新していることから、北海道の対策と合わせ、本市のホームページに関連するホームページへのリンクを貼って、周知に努めているところです。

一方、市内の中小企業や小規模事業者の皆様にとって、できるだけ負担の少ない形で事業を運転していただくためには、市独自の支援策が必要であると考え、本市が対策本部を設置してから速やかに、名寄商工会議所及び風連商工会と本市の3者で協議し、既設の運転資金に係る制度融資とは別枠で、低い利率で、保証料の1/2及び据え置き6か月の間の利子を本市が負担するといった内容の融資制度を新たに創設することについて、検討しているところです。

市内経済に及ぼす影響については、先の3者協議において、調査よりも対策の構築が先との共通認識のもと、対策の構築に向けた作業を優先してきましたが、商工会議所や商工会、あるいは金融機関には、既に複数件のご相談があるとのことで、新たな融資の申請状況などを踏まえて、調査の手法を含め、名寄商工会議所と風連商工会と検討しているところです。

3 医療・福祉の対策について

(1) 子ども・子育て支援対策の効果と現状について

【回答】

昨年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料が認定こども園、幼稚園、保育所ともに無償となり、これまで保育料に違いがありました幼児教育と保育がいずれも無償となったことにより、全国的にも給食の提供や預かり時間の長い保育への入所希望が増えしていくのではないかと言われています。

昨年10月1日の3歳児から5歳児までの入所状況ですが、1号認定である認定こども園や幼稚園の幼児教育については376人、2号認定である認定こども園や保育所などの保育については237人が利用されています。

このほか、認可外保育の23人の利用を含めると、3歳から5歳の人口に対し100%に近い利用状況にあり、希望する園の利用ができていない家庭もありますが、いずれかの施設を利用しておらず、3歳児から5歳児においては待機児童は発生していない状況にあります。

本市においては、無償化により幼児教育から保育へ移行を希望する児童が多く、特に認定こども園では、園内での移行が可能であることから多くの希望がありました。

しかし、幼児教育の標準時間より保育の標準時間の方が長いため、保育教諭の配置が難しい状況にあることから、結果的に希望に添えなかった児童が11人おり、潜在待機児童として保育への移行を待っていただいている状況にあると伺っています。

現在、保育所では、令和2年度の入所調整を実施していますが、これまでには、満3歳になった時点で保育所より保育料の安い幼稚園へ移行していた児童が、3歳以上児の無償化に伴い保育所を継続して利用する傾向にあります。

このことから、3歳以上児の新たな保育の受入枠を確保することが難しい状況にあるため、幼稚園への入園も検討していただいているところです。

これまで以上に、保育の利用希望者が多くなってきていることや、慢性的な保育士不足が続いていることから、今後においても保育士の確保に向け施策を実施してまいります。

(2) 開業医確保対策の現状について

【回答】

開業医誘致に向けた対策としましては、ホームページなどの周知に加えて、医師向けの書籍や医療新聞などに募集広告を掲載しています。令和元年度には新たに日本医師会が発行し、全国の医師会会員の方などに向け、13万7,000部発行されている「日本ニュース」の紙面に広告を掲載しました。

医師及び医療法人からの問い合わせについては、条例制定から現在まで合計4件ありましたが、いずれも誘致の実現には至っておりません。

条例制定から2年が経過しましたが、北海道内では、札幌・旭川以外の自治体において医師不足は深刻な問題であり、本市同様、開業医誘致条例や補助要綱などを制定し、医師募集を始める自治体も増えてきています。

今後も、情報発信を続けながら、開業医の誘致に向けて取組を進めてまいります。

高橋 伸典 議員

1 子どもがのびのび育つ名寄を

(1) 一生懸命遊べる場の確保について

【回答】

現在、市内には雨天時や冬期における遊び場として道立サンピラーパーク内のサンピラー交流館にある児童遊具施設のほか、未就学児においてはひまわりらんどや文化センターを利用した遊びの場の確保を実施しています。

第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり実施したアンケート結果では、遊び場の確保が未就学児の保護者、小学生の保護者ともに一番求められている結果となりました。

このことを踏まえ、第2期計画では子どもの遊び場の確保として、冬期や雨の日でも子どもたちがのびのびと屋内で遊べる場の整備を検討することとしています。

また、立地場所をはじめ整備内容など、5カ年計画内においてできるだけ早い段階で検討を進めて、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

(2) 子育てと就労が両立できるまちについて

【回答】

第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり実施したアンケート結果において、仕事と子育ての両立の支援が遊び場の充実に次いで、子育てしやすいまちになるために必要なこととして求められています。

第2期計画では、子育てと就労が両立できるまちとして、「多様な保育サービスの充実」、「放課後児童対策の充実」、「子育てしやすい就労環境の整備」として3つの施策目標と23の主要施策を掲げ、具体的な取組を実施していくこととしています。

具体的な取組としては、保護者ニーズに対応したサービスの提供に努めていくほか、子育て中の保護者が子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の普及・定着の推進など、広報誌や市のホームページを通じて周知・啓発し制度の普及・定着を推進していきます。

(3) 寡婦（寡夫）控除への対応について

【回答】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについて、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日施行されます。

この改正に伴い、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する全ての単身者について、寡婦（寡夫）控除が適用されることとなります。また、これまで男性の寡夫控除額26万円と女性の寡婦控除額30万円で違いのあった控除額を同一の30万円にするほか、女性の寡婦にも男性の寡夫と同様に所得制限500万円を設けることとしています。

本市においては、この地方税法の一部改正にかかわらず、平成27年8月31日告示により「名寄市ひとり親支援に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用の運用を定める要綱」を定め、婚姻歴の有無にかかわらず控除されたとみなして再計算し、保育料等の料金としています。

また、公営住宅の家賃においても平成27年10月に公営住宅法施行令の一部改正により、同様の措置としていることから、この度の税制改正に伴う料金については影響がないものと考えています。

所得制限の改正については、地方税法等の一部を改正する法律に基づき対応していく考えでありますので、ご理解願います。

2 補聴器援助システムについて

(1) 高齢難聴者・聴覚障がい者の支援について

(2) ヒアリングループの必要性について

【回答】

小項目1と小項目2は、関連がありますので、一括してお答えいたします。

はじめに「身体障害者手帳」についてですが、身体障害者手帳には1級～7級までの等級があり、障がいの種類によって等級に違いがあります。「聴覚障がい」については、身体障害者手帳の制度上、1級、2級、3級、4級、6級の5つの等級に分けられることになります。

本市の聴覚障がいの等級別「人数」については、現在、1級が6人、2級が27人、3級が20人、4級が36人、6級が52人の状況です。

「聴覚障がい」には、生まれつき耳が不自由な「先天性の聴覚障がい」、病気や事故などにより途中から耳が不自由になった「後天性の聴覚障がい」、高齢になって聴力が衰えた「老人性の聴覚障がい」があります。

聴覚障がい者が窓口に来られる多くの理由は、各種制度を利用するための申請や更新の手続き、補聴器等の修理に関する申請などの書類提出が主となっています。

「難聴」の方が窓口に来られた場合は、口頭での説明のほか、その方の状況に応じて、筆談も交えながら窓口対応をしているところです。また、障害者手帳保持者の中でもその割合が少ない、手話対応が必要な「ろう者」の方が窓口に来られた場合は、手話を学んだ職員による対応もしております、利用しやすい窓口業務に心がけております。

次に、「ヒアリング・ループ」についてですが、各種申請などを目的に来所された場合とは違い、聴覚障がいの方方が、何らかの相談に来られた場合などは、プライバシーの観点もありますので、窓口で対応するのではなく別室の相談室で個別に話をお聞きしたり、後日、家庭訪問をして詳しい話を聞きするなど合理的配慮に努めておりますのでご理解をお願いいたします。

今後につきましても、引き続き、障がいのある方に寄り添った窓口対応に努めてい

きたいと考えています。

3 新型コロナウイルス感染症への対策について

(1) 市民周知への取り組みについて

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、現在も北海道内の感染が拡大している状況にあり、市民への周知などを行い、市民自らが感染予防の対策に取り組んでいただくことが重要です。

市民への周知については、一般的な感染症予防である手洗いや咳エチケットの励行及び相談窓口について、広報誌と同時にお知らせチラシを全戸配布していますが、新型コロナウイルス感染症の情報は国や北海道においても更新が多く、正確な情報を速やかにお伝えすることが難しい状況にあります。

迅速な情報提供のツールとして、市のホームページも活用し、厚生労働省や北海道の情報ページにリンクするという手法で情報の更新などに対応し、情報提供に努めています。

(2) 幼児教育・高校・大学への取り組みについて

【回答】

道教委からの要請により、小中学校、高校については、春休みまで休校の措置が取られ感染拡大の防止対策が図られています。

1号認定である認定こども園や幼稚園の幼児教育については、学校と同様の対応がされているとお聞きしています。

また、2号認定である認定こども園や保育所等の保育については、厚生労働省からの通知により、開所が求められていることから、予防のための消毒などの対策に努めながら、保育を続けている状況です。

ただし、登所児童への予防対応や感染拡大を避けるため、可能な家庭においては登所を控えていただいている。

名寄市立大学については、年度末の休業時期であり、学生への影響は少ないものと考えていますが、事態が長期化すれば、入学式や新学期の授業などに影響を及ぼすものと考えています。

(3) 高齢者施設・障がい者施設への取り組みについて

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、高齢者が重篤になりやすいとされていることから、本市が設置し、名寄市社会福祉事業団が指定管理を行う特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツにおきましては、厚生労働省からの通知に基づき、全職員マスク着用、職員の出勤前の検温、利用者への面会禁止、利用者や出入業者に対する検温、マスク着用、手指消毒など、可能な限りの感染症対策を行っているとお聞きしています。

また、介護保険事業所及び障がい者の施設、事業所におきましても、厚生労働省からの通知について情報提供するとともに、感染防止対策の徹底についてお願ひし、協力をいただいているところです。

(4) 名寄市立総合病院の感染症病床の運営対策について

【回答】

名寄市立総合病院は、平成13年11月に第二種感染症指定医療機関に指定され、感染症病棟は3室4床が整備されています。

通常時は受入患者がないことから、常勤職員は配置されておりませんので、感染症疑い症例が発生した時に臨時対応となっています。

現時点での臨時対応としましては、院内で組織する感染対策委員会を中心となって緊急対策チームを立ち上げ、医師・看護師の当番割振りや、診察・入院のための機材と診療材料を配備し、受入体制を整えてきたところです。

疑似症状のある患者の受入に関しては、名寄保健所との連携を図りながら、症状に応じて救急外来と感染症病棟を利用して診察を行っています。日々、国からの指示なども追加されており、今後も情報の伝達と体制整備に努め、感染が拡大した場合にも必要な診療を提供できる体制を構築してまいります。

4 市民が利用しやすい総合案内所について

(1) 市民への対応について

【回答】

総合案内窓口については、平成22年7月からの試験運用を経たのち、同年11月から本運用を開始し9年が経過したところです。

通常期は1日平均で約60件、3月・4月の繁忙期は1日約120件の案内や応対実績があり、市民の皆様にも一定程度定着してきたものと考えています。

ご質問のありました自動ドア付近に設置されたインターホンについては、ボタンを押しますと市民年金係に設置されているブザーが鳴りますので、総合案内窓口もしくは市民年金係の職員が隨時対応することになっています。

総合案内窓口の職員は、午前と午後それぞれ1人ずつの職員で対応していますので、他の来庁者への応対時や離席中など、速やかに対応できない時もありますが、市民年金係の職員と連携しながら、来庁された方を長時間お待たせしないよう、今後ともできる限り迅速に対応してまいりたいと考えています。

また、総合案内窓口での案内方法につきましても、従前から口頭で案内するだけではなく、必要に応じて窓口までの付き添いや担当窓口職員に総合案内まで来てもらうなどの対応を行っているところですが、今後も来庁者のニーズに配慮しながら親切・丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えています。

総合案内窓口の設置場所については、平成22年の試験運用期間中に検証を行った経緯がありますが、昇降機使用時や荷物運搬時に支障のない場所とする必要があり、また、来庁された方を見下ろす位置では圧迫感があるとの苦情もあったことから、現在の市民年金係前に設置しているところです。

1階ロビーが大変手狭となってきていることから、総合案内窓口の設置場所の変更や人員の増員配置などの対応は現状では難しい面がありますが、市民の皆様が安心して来庁でき、利用しやすい総合案内窓口となるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

川村 幸栄 議員

1 名寄市中小企業振興条例の活用について

(1) 中小企業振興審議会について

【回答】

本市における中小企業者などの自主的な努力を基調とした中小企業の振興に関し、本市の施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に、名寄市中小企業振興条例を策定しています。

名寄市中小企業振興審議会は、同条例に基づき、中小企業の振興の基本的事項について審議または調査などを行うため、市長の附属機関として設置され、学識経験者、中小企業団体関係者、経済団体関係者、消費者など13人で構成しています。

本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める「基本計画」の策定に向けては、昨年4月から、名寄商工会議所、風連商工会と本市の3者で、地域経済活性化に資する意見交換の場を月1回程度もっており、その場において、基本計画策定についても協議を重ねてまいりました。

この度、本年2月20日に名寄市中小企業振興審議会を開催し、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の令和2年度中の策定について、審議会に諮問いたしました。審議会では、引き続きより具体的・専門的な審議を行うために、「名寄市中小企業振興審議会規則」第7条に基づき、審議会委員5人と、建設業、製造業、運輸業、サービス業の各業界から特別委員4人で構成する検討部会を設置したところです。

今後は、検討部会を中心に、節目ごとに審議会と情報共有を図りながら、令和2年度中の基本計画の策定に向けてご審議いただくとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度についても、事業承継や創業支援、人材育成など、時代のニーズに合った見直しについてご審議いただく予定です。

また、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」策定後は、審議会における点検・検証などを予定しています。

(2) 地域経済と人口動態について

【回答】

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約に対しては、緊急対策本部が中心となり、影響を最小限にとどめることに主眼を置いた取組を進めることとし、緊急対策本部に設置した検討部会において、構成員である名寄商工会議所、風連商工会及び市、そしてオブザーバーの北海道と連携しながら、具体的な取組を検討しています。

王子マテリア株式会社によると、名寄工場の従業員の雇用については、基本的に配置転換で対応すると伺っていますが、関連会社について、公式な発表はされていません。関連会社の従業員には非正規雇用も一定程度おられると聞いており、そういう方々の雇用についても、影響を最小限にとどめるよう対応したいと考えていますが、同工場は、来年12月までは稼働することから、検討部会に加え、ハローワークや労働基準監督署、金融機関など関係機関と幅広く連携しながら、対応策を検討しているところです。

一定程度、雇用が失われ、人口減少が想定される状況を見据えた本市経済への対応としては、緊急的な対応は対策本部を中心としながら、今の中・長期的な対応は、令和2年度に策定を予定している「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」と、併せて検討する予定の中小企業振興条例に基づく支援制度の見直しの検討の中で、中小企業振

興審議会及び検討部会でご審議いただく予定です。

(3) 新たな産業と雇用、中小企業の仕事づくりに向けて

【回答】

中小企業の仕事づくりに関しては、令和2年度策定を予定している「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の検討の中で、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めることとしており、地域の産業を守るために、中小企業振興審議会及び検討部会で審議いただきたいと思っています。

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組としては、基本目標の1「地域の産業を元気づけ、新たな力を呼び込む、活力があふれるまち」において、市内外からの創業や事業承継に加え、農林業との連携による商品開発や地域の特性を活かした企業誘致を推進することとして、施策の基本的方向として、「食料品製造業の誘致及び起業支援」や、「雇用の創出と人材の確保」を掲げています。

農業分野における新たな雇用創出としては、経営規模の拡大が進むとともに安定した雇用労働力の確保を目的として、酪農業を中心とする法人化が進められており、新たな雇用が生まれています。

また、現在JA道北なよろが設置に取り組む哺育・育成センターでは、運営を担う子会社の設立と育成作業に必要な雇用が計画されており、今後、令和3年4月供用開始に向けた新たな雇用が見込まれています。

このほか、近年の特徴的な取組としては、繁忙期における労働力不足に悩む農業者と、農業や農村生活の体験を希望する大学生とのマッチングにより、新たな農作業従事の取組がうまれ、交流を通じて農村に活力を与えるとともに、学生においては農業への理解を深化させる場となっているほか、障がい者の適正に応じた雇用の場の一つとして、農作業従事の取組も注目されています。

また、市内の農産物を活用した取組では、市内の製造業においてもち米などを利用した製品の販売や、6次産業化の取組では、これまでのトマトジュースの加工販売の取組に加え、ワイナリーを設置しブドウの生産から醸造・販売する新たな取組も生まれています。

ニチロ畜産株式会社においては、廃用牛を再肥育することで品質の向上を図り、商品価値を高めた「なよろ天牛」としてブランド化し、関連する事業者や農業者と連携し新たに肥育事業として展開されています。

2 「2040問題」にかかわって

(1) スマート自治体の考え方について

(2) 「圏域」単位での行政について

(3) AI・ロボティクス等による業務の代替について

【回答】

本項目については、小項目(1)スマート自治体の考え方について、小項目(2)「圏域」単位での行政について、小項目(3)AI・ロボティクスなどによる業務の代替についての3項目が密接に関連しており、一括してお答えいたします。

総務大臣主催の研究会である、「自治体戦略2040構想研究会」の第2次報告において、今後の人口減少に伴う労働力不足を踏まえ、従来の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮する仕組みが必要であり、そのための仕組みとしてAI・ロボティクスの活用によるスマート自治体への取組や自治体行政の標準化について指摘が

されているところです。

本報告は、国が職員数の削減を求めるというものではなく、今後の人ロ減少に伴う労働力不足により、自治体においても職員確保が困難となることが予想される状況で必要な市民サービスをどのように維持するかについて、自治体に準備を促すものと考えており、本市においても職員の確保と並行して取り組むべき課題であると認識しています。

災害分野、福祉分野、ライフラインの確保についても、今後職員数の減少を想定した取組を進めていく必要があります。災害時においては、市民と連携した災害時訓練を強化するとともに、行政と市民が協力し、自ら身を守るための体制づくりや啓発を強化すること、また5G通信技術に代表されるネットワーク技術の進展により、リアルタイムに災害情報の提供が可能となることから、行政のマンパワーだけに頼らない、災害時における住民の安全を確保する手法を検討する必要があると考えています。また、福祉分野においても、利用者とのコミュニケーションはあくまでも人間が行い、A Iやロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるR P A技術の活用により、機能判定などのバックグラウンド業務を自動化したり、介護現場におけるパワー・アシストなど、職員の負荷軽減のための技術の活用がすでに先進的な取組として行われているところです。

また、ライフラインの確保については、現在多くの自治体でライフラインの老朽化に伴う更新の必要性と合わせ、更新作業や保守作業を行う専門職の確保についても苦労している状況にあります。また、ライフラインに関する技術専門職のほか、保健師など、住民サービスに密接に関連する専門職の確保も困難な状況であり、これらの状況は、小規模な自治体ほど顕著となっています。本来、各自治体は自身の責任において住民サービスを提供することが原則ではありますが、今後本市だけではなく周辺地域が持続的に住民サービスを提供するためにも、これらの専門職がかかわる業務や、サービスを単独の自治体が維持していくことが困難な業務については、そのあり方について周辺地域との連携を含めて検討する必要があると考えています。

人口減少社会においてどのように住民サービスを持続的に提供していくかは、喫緊の課題であると認識しており、これらの新たな技術の導入や業務の標準化への対応による業務の改善について今後も継続的に研究してまいります。